

第4回 三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議 事項書

令和6年10月18日(金) 15:00～17:00

三重県総合文化センター

文化会館棟 レセプションルーム

1 座長あいさつ

2 三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)の素案について

資料 三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)の素案(事務局案)

3 意見交換

4 事務連絡

第4回三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議 委員・オブザーバー委員出席者名簿

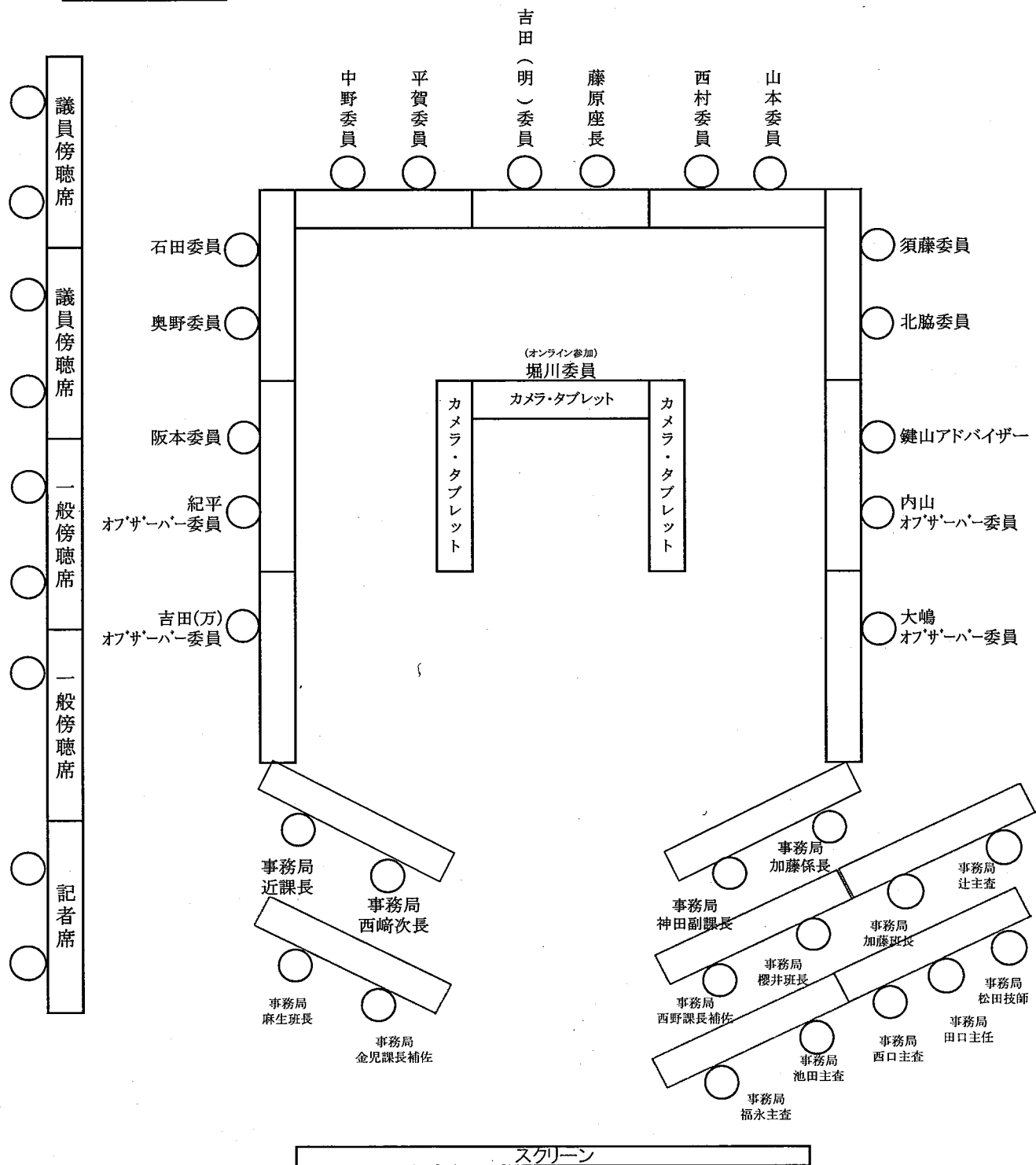
分野		氏名	所属等
学識経験者 (有識者)	司法福祉・子ども家庭福祉	ふじわら まさのり 藤原 正範	日本福祉大学
	児童福祉・児童養護	よしだ あきひろ 吉田 明弘	皇學館大学 教育学部
社会的養育 関係者	乳児院	ひらが めぐみ 平賀 恵	乳児院ましろ
	児童養護施設	なかの としゆき 中野 智行	児童養護施設みどり自由学園
	児童家庭支援センター	いしだ れいこ 石田 礼子	児童家庭支援センター「あかり」
	里親	おくの さとし 奥野 敏	一般社団法人三重県里親会
	ファミリーホーム	さかもと しほ 阪本 志保	さかもとホーム
行政関係者	市関係	ほりかわ ゆり 堀川 友里	伊勢市 健康福祉部 福祉総合支援センター
	町関係	にしむら もとのぶ 西村 元伸	多気町 こども課
	児童相談所	やまもと たつや 山本 竜也	伊賀児童相談所
社会的養護 経験者	社会的養護経験者	すどう ゆい 須藤 唯	学生
		きたわき たつお 北脇 達男	会社員
アドバイザー	社会的養護関係者	かぎやま まさお 鍵山 雅夫	里山学院
オブザーバー 委員	母子生活支援施設	きひら りえ 紀平 理絵	三重県母子生活支援施設協議会
	児童自立支援施設	うちやま しのが 内山 忍	三重県立国児学園
	児童心理治療施設	よしだ まり 吉田 万里	児童心理療育施設 悠
	自立援助ホーム	おおしま ゆうじ 大嶋 祐司	自立援助ホーム つばさ

<欠席者>

行政関係者	教育関係	ふじもと しんいち 藤本 伸一	松阪市立飯南中学校
事務局	三重県子ども・福祉部	にしぎき すいせん 西崎 水泉	次長兼児童虐待対策総括監
		こん まさき 近 正樹	児童相談支援課長
		かんだ わかこ 神田 和佳子	児童相談支援課 社会的養育推進班 副課長兼班長
		かとう ふじお 加藤 富士夫	児童相談支援課 社会的養育推進班 主幹兼係長
		ふくなが あき 福永 暁	児童相談支援課 社会的養育推進班 主査
		いけだ ちはる 池田 智晴	児童相談支援課 社会的養育推進班 主査
		にしぐち あや 西口 愛弥	児童相談支援課 社会的養育推進班 主査
		たぐち さやか 田口 さやか	児童相談支援課 社会的養育推進班 主任
		かとう みゆき 加藤 美雪	児童相談支援課 児童相談支援班 班長
		つじ しょうへい 辻 昌平	児童相談支援課 児童相談支援班 主査
		まつだ なな 松田 奈々	児童相談支援課 児童相談支援班 技師
		かねこ とおる 金児 徹	家庭福祉・施設整備課 家庭福祉班 課長補佐兼班長
		あそう たかお 麻生 高央	家庭福祉・施設整備課 施設整備・ユニバーサルデザイン班 班長
		にしのみか 西野 三佳	子どもの育ち支援課 母子保健班 課長補佐兼班長
		さくらい あきら 櫻井 彰	障がい福祉課 サービス支援班 班長

第4回 三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議 座席表

出入口



三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)の素案(事務局案)

<総論>

1. はじめに

(1) 計画の趣旨

三重県は、令和2年3月に「三重県社会的養育推進計画」(令和2年度から令和11年度までの10年間。そのうち令和2年度から令和6年度までを「前期計画」と位置付けています。以下、「前期計画」という。)を策定しています。三重県では、それ以前から子どもに対する「介入」と「支援」に関する取組を行ってきました。

- ・平成16年3月 全国初となる「子どもを虐待から守る条例」の制定
- ・平成17年度 「児童相談センター」の設置、警察官や弁護士配置、リスクアセスメントツールの導入
- ・平成23年3月 「三重県子ども条例」の制定
- ・平成27年3月 「三重県家庭的養護推進計画」の策定

前期計画の策定以降、今までに経験のないコロナ禍においても、子どもの最善の利益に配慮しつつ、次の取組を進めてきたところです。

- ・令和2年7月 人工知能(AI)を活用した児童虐待対応支援システムの導入
- ・令和3年度 子どもの権利擁護コーディネーターの設置
- ・令和4年度 一時保護所などへのアドボケイトの派遣
- ・令和4年11月 警察と児童相談所の合同による立入調査等訓練の実施

このような県の動きの一方で、国では、令和4年改正児童福祉法が成立しました。その主な内容は、市町における虐待等に至る前の予防的な支援策や親子関係の修復が必要な家庭に対する親子関係再構築に向けた支援を重要な役割として位置づけるものでした。

また、国全体として、子どもたちを取り巻く社会経済情勢が大きく変化しています。例えば、巧妙化する犯罪、激変する働き方、高騰を続ける物価など子どもたちの生活環境に多大な影響を与え、厳しさが増しています。

県は、このような状況を踏まえ、子どもの最善の利益を図りつつ、「三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)」を策定します。この新しい計画では、コロナ禍以前に策定した前期計画の取組を一部見直し、効果の高い取組を継続します。また、令和4年改正児童福祉法の趣旨に沿った取組を加え、妊娠・出産期の予防的な支援から子どもが自立するための支援まで、途切れなく隙間のない総合的な対策をまとめることとしました。

(2) 計画策定の基本理念と基本的方向

【基本理念】 『すべての子どもが、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、
夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

令和4年改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、前期計画の基本理念を修正しました。

その実現に向けて、子どもが権利の主体であることを常に念頭に置き、県民すべてが力を合わせ、福祉、医療保健、教育、雇用など関連する施策を総動員し、支援を必要とする保護者（妊産婦を含む。）及び子どもを対象として、妊娠・出産期の予防的な支援から子どもが自立するための支援まで、途切れなく隙間のない支援を提供し、虐待の連鎖、貧困の連鎖の解消を図ります。

【基本的方向】 県は、以下の取組を行うにあたり、子どもに十分な説明を行い、その真意を聞き取り、その権利の擁護を図ります。

<予防的な支援>

- ① 県は、母子保健や子育て支援、教育施策との連携を一層推進します。
- ② 県は、市町と連携・協力し、妊娠・出産期から就学期までの途切れのない支援体制を整備することによって、支援を必要とするすべての妊産婦や子育て家庭の負担、不安、孤立の解消を図り、児童虐待等に至る前に防止します。
- ③ 県は、身近な地域（市町）での虐待対応力を高め、虐待の兆候を早期に発見し、早期対応することで虐待の重篤化を防ぎます。

<緊急保護・社会的養護>

- ④ 県は、虐待によって子どもの安全が脅かされる疑いのある場合には、子どもの安全を最優先に一時保護（親子分離）を行い、アドミッションケアに努めます。
- ⑤ 県は、迅速かつ的確なアセスメントを実施し、虐待の再発防止を図ります。
- ⑥ 県は、家庭養育優先の原則を基本とし、多様な選択肢を用意するとともに、子どもの状況に応じて親子関係の再構築に向けた支援を行います。

<自立支援>

- ⑦ 県は、子どもの施設退所後あるいは里親委託解除後を見据えたリービングケア、アフターケアを充実します。
- ⑧ 県は、子どもの生活が軌道に乗るまで途切れなく隙間のない支援を行います。

<情報の収集と発信及び調査・研究>

- ⑨ 県は、県民すべてが子どもの権利擁護や里親制度への理解を深め、支援を行えるよう一層の情報収集と情報発信に努めます。
- ⑩ 県は、①から⑨までの施策を着実に推進するため、必要な人材の確保と育成、必要な財源の確保等の課題の解決に向けた調査・研究を行います。

2 計画の全体像【国策定要領(1)】

県は、6頁の「計画全体の根底に流れる考えイメージデザイン」(以下、「イメージデザイン」という。)を作成しました。

このイメージデザインでは、国の策定要領に記載される事項が緊密につながり、一体的かつ全体的な視点で捉えられるよう工夫しています。

加えて、県独自の考え(途切れなく隙間のない支援)に基づき、三本の支援の柱を定めて評価指標や関連指標の進行管理を行います。

また、計画の「総論」部分では、計画全体に影響する項目を記載し、「各論」部分には、それ以外の項目を記載しています。(見出し部分に国の策定要領の番号を附番しています。)

9頁から18頁まで、計画全体を把握できるよう評価指標と関連指標の関係ツリー図を提示し、これまでの取組実績、地域の資源、今後の目標設定等について、「総論」や「各論」に記載するのではなく、当該ツリー図の中に記載しています。

(1) 子どもの権利擁護(意見聴取・意見表明等)への支援【国策定要領(2)】

県は、前頁の「基本的方向」に記載するように、子どもの権利擁護は、この計画の根本であり最も重要な事項であると認識しています。

イメージデザインの4つのステージにおいて、子どもたち自身が、いかに自分の進むべき道を判断していくのか、その判断をサポートする人材を育成することが必要です。

また、県は、子どもたちの周囲にいる大人たちを含め子どもの権利擁護について理解を高める取組を進めます。

【今後の取組】

- ・ 県は、子どもの意見表明等の権利について啓発を進めます。
- ・ 県は、引き続き子どもの権利擁護に関する研修を実施します。
(児童養護施設職員をはじめ里親、教育関係者等に受講対象を拡大します。)
- ・ 県は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会を活用するなど子どもの意見表明等を受け付ける窓口を整備します。
- ・ 県は、入所施設や里親・ファミリーホームに委託された児童に「子どもの権利ノート」を配付します。
- ・ 県は、全施設(重症心身障害児施設を除く)・里親・ファミリーホームにおいて「子どもの権利擁護相談手紙」を導入します。
- ・ 県は、代替養育の措置・変更時及び継続の際、定期的に子どもの真意を確認する仕組みづくりを進めます。
- ・ 県は、第三者機関による子どもの意見表明等を保障する仕組みづくりを進めます。
- ・ 県は、引き続き被措置児童等虐待の発生予防に取り組みます。

(2) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障【国策定要領(7)】

県は、子どもの最善の利益を実現するため、家庭養育優先の原則を推進するとともに、パーマネンシー保障（家庭という育ちの場の保障）の理念に基づくケースマネジメントが徹底される環境づくりを進めます。

また、県は、子どもが選択できるよう様々な選択肢を提示し、丁寧に子どもの意見・意向に耳を傾け、その意見・意向を尊重します。

それに基づき、親子関係の再構築、養子縁組の成立等に向け重層的・複合的・継続的な支援を提供できる体制づくりを整備します。

【今後の取組】

- ・県は、丁寧に子どもの意見・意向に耳を傾け尊重する仕組みづくりを進めます。
- ・県は、養子縁組等の検討対象となる子どもの数を把握の上、養子縁組等によるパーマネンシー保障を優先して進めます。
- ・県は、児童相談所と市町、里親会、児童福祉施設、里親支援センター等が連携し、養子縁組等の制度について県民への周知・啓発を図ります。
- ・県は、児童相談所における養子縁組に関する相談の支援体制づくりを進めます。
- ・県は、民間あっせん機関が県内に設置された場合には、当該機関への支援や連携を進めます。
- ・県は、養子縁組等の成立前後も一貫して相談を受けることができるよう里親支援センター等による相談支援体制の整備を進めます。
- ・県は、市町における支援体制と連携を強化するとともに、里親・ファミリーホーム及び施設との協働や民間団体との協働による支援の充実を図ります。

(3) 途切れなく隙間のない支援

イメージデザインの4つのステージにおいて、既に関係機関、関係団体、関係施設等の各々によって充実した支援が提供されています。

しかしながら、同じステージの中で、あるいは、別のステージに移行する段階で、各々の関係機関等の支援対象から除外され目が行き届かなくなったり、関係機関等の間の引継ぎが難しく重要な視点が欠落してしまったりすることで、支援が途切れてしまうことが想定されます。

また、イメージデザインの4つのステージにおいて支援が必要な親・子どもについて、主に児童相談所や要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）が中心になり、その情報が共有されています。

しかしながら、児童相談所から市町に里親等の名簿情報だけが提供されていたり、関係施設等が要対協に参加していなかったりと不十分な状況です。各々の関係機関

等が保有する情報のみによる支援では、対象範囲が狭くなる場合や関係機関等の隙間で親・子どもに支援が届かない場合があります。

このような状況では、県民すべてが力を合わせ、福祉、医療保健、教育、雇用など関連する施策を総動員した取組を実践していくことは困難です。

支援の必要な親・子どもの情報が集積し多く保有する関係機関（主に児童相談所や市町の要対協）は、その保有するハブ機能を発揮して、ネットワーク化された関係機関等の間の情報の共有化を行います。当該関係機関は、子どもに寄り添いながら支援をつないでいけるよう、共有化された情報をもとに関係機関等の連携による支援の輪をコーディネートします。

県は、子どもの最善の利益を図るため、情報の共有化や関係機関等の連携による支援の輪のコーディネートにかかる仕組みづくりを検討し、市町を支援しつつ、市町と連帯して取組を進めます。

さらに、県は、支援が必要な親・子どもの情報の共有化と合わせ、各関係機関等の間の引継ぎを的確かつ効率的に実施できるよう環境を整えます。

【今後の取組】

- ・ 県は、より多くの関係機関等が参加し、情報を共有化するためのネットワークづくりを推進します。
- ・ 県は、市町が取り組む情報の共有化とコーディネート業務に伴う支援を充実します。
- ・ 県は、支援の必要な親・子どもの情報や里親の情報等を共有化するためのシステム開発など環境の整備を検討します。

計画全体の根底に流れる考えイメージデザイン

基本理念

『すべての子どもが、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

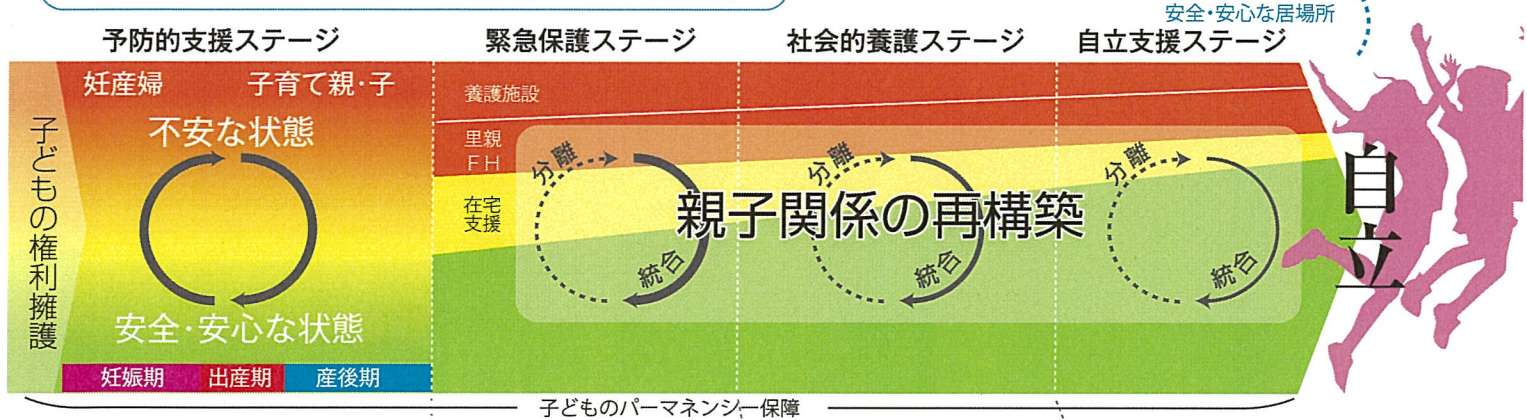
3本の支援の柱

予防的支援 → 要対協の把握児童数等

親子関係再構築支援 → 保護者支援プログラム提供件数等

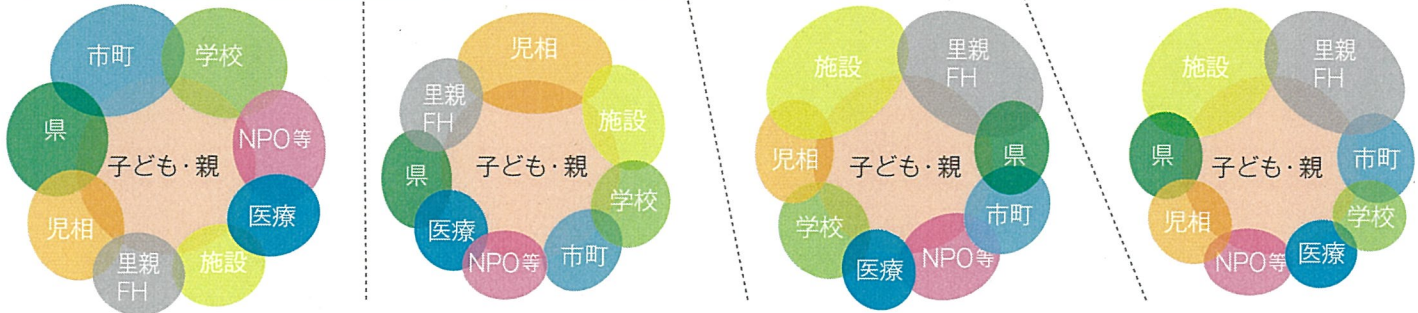
自立支援 → 施設退所後・里親委託解除後の孤独率等

◆ 4つのステージを通した途切れない支援



◆ 関係機関等の連携による隙間のない支援

各ステージにおける機関等の役割 (連携と変化で隙間を埋める)

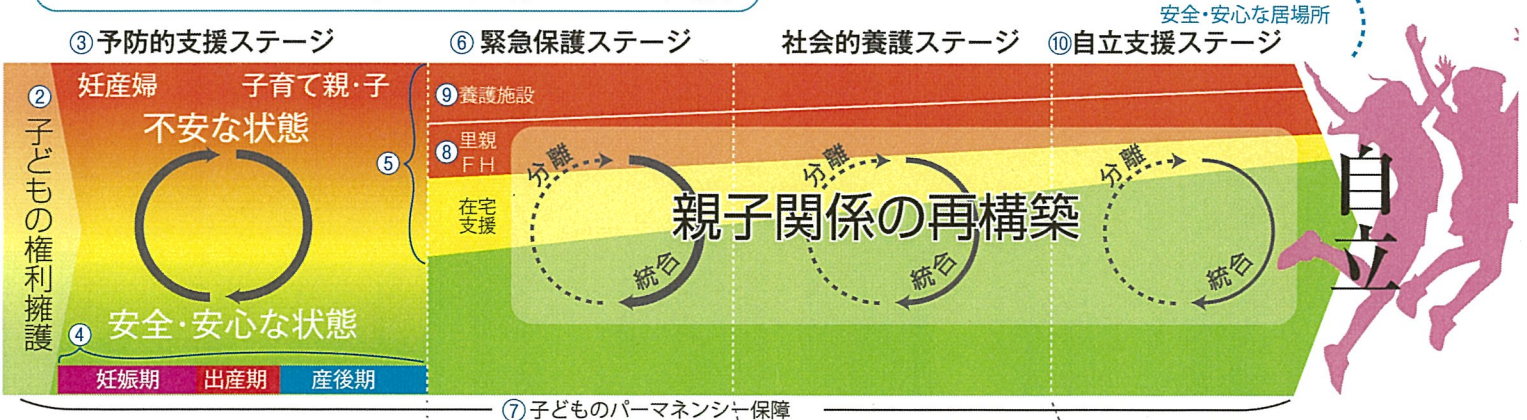


国の策定要領との関係イメージ

- | | | | |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|
| ①三重県における社会的養育の全体像 | ④妊産婦等への支援 | ⑦子どものパーマネンシー保障 | ⑩社会的養護自立支援の推進 |
| ②子どもの権利擁護(意見聴取・表明支援) | ⑤代替養育を要する子どもの数 | ⑧里親・FHへの委託 | ⑪児童相談所の強化 |
| ③子ども家庭支援体制の構築 | ⑥一時保護改革 | ⑨施設の高機能化等 | ⑫障害児入所施設における支援 |

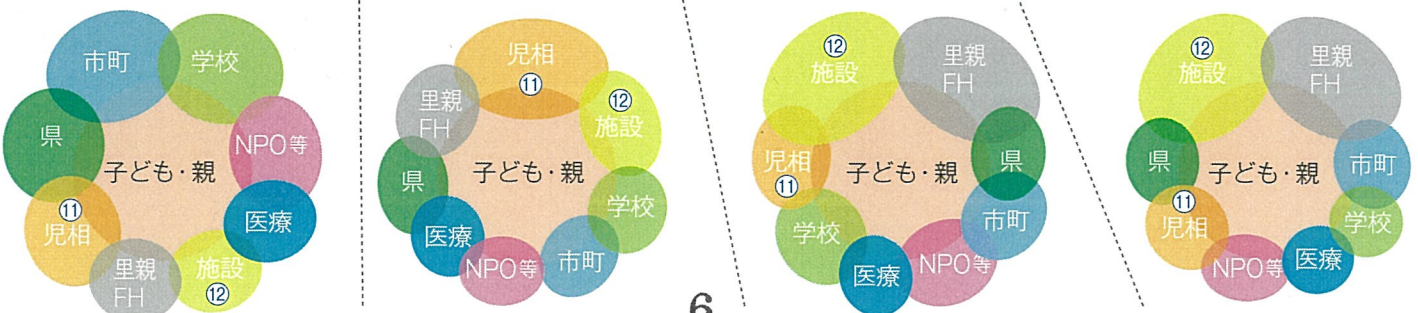
①三重県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

◆ 4つのステージを通した途切れない支援



◆ 関係機関等の連携による隙間のない支援

各ステージにおける機関等の役割 (連携と変化で隙間を埋める)



3 計画の評価指標・関連指標等

県は、国の策定要領を参考に、前期計画の目標の進捗状況（進行管理）を踏まえ、代替養育を必要とする子どもの数の見込みを推計し、県独自の評価指標と合わせ国の策定要領の指標を関係づけて設定しています。

（1）各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み【国策定要領(5)】

県は、29 頁のとおり国の策定要領に基づき、計画の最終年度（令和 11 年度）における代替養育を必要とする子ども数を 608 人と見込んでいます。

県内には、相当数の潜在的需要が推測され、親子分離をすることなく在宅で生活を継続できるケースが増加しています。

このため、措置児童の将来の推計数 435 人に、要対協において把握する要保護児童数と要支援児童数の実績、ショートステイ利用実績、養育支援訪問の実績、一時保護児童数の実績及び2 か月を超えて一時保護した件数の実績の前年度伸び率の平均値を乗じて得た数値を潜在的需要率（約 4 割増）として乗じています。

この数値は、里親委託の児童数や施設入所の児童数を見込む時に使用されることから、今後の里親登録や施設運営や施設整備に大きく影響します。

（2）評価指標（目標設定のある指標＝大分類と中分類）

県は、三本の支援の柱（「予防的な支援」、「親子関係の再構築のための支援」及び「自立支援」をいう。）において県独自の評価指標を設定しています。

また、国の策定要領の評価指標の中から、三本の支援の柱ごとに影響の大きいものを抽出し、PDCA サイクルにより進行管理を行います。進行管理によって抽出された課題については、調査・研究を行い、解決に向け検討します。

なお、評価指標の内容によっては、計画の最終年度（令和 11 年度）の目標値を年度ごとの目標として取り扱うこととしています。

（3）関連指標（目標設定のない、ベクトル表示による傾向把握指標＝小分類）

県は、国の策定要領の評価指標の一部を関連指標と位置付け、計画の最終年度（令和 11 年度）までの間、基本的に年度ごとの目標値を設定せずに、実績値を測定し傾向を把握します。

本来であれば、関連指標の中には、国の策定要領に基づき目標値を設定し進行管理を行うべきものもあります。

残念ながら、関連指標の中には、県がこれまでに実績値を把握したことのないものもあり、各々の指標がどのように影響を及ぼし合うのかその関係性を把握できていない状況です。また、例えば、子どもの権利擁護における理解度や満足度など数

値化することが難しいものもあります。

このため、県が関連指標の傾向予測を行うことは難しいものの、今後の調査・研究を深めるうえで、試行的にベクトルで表します。県が、上昇・増加傾向と横ばい傾向の2種類のベクトルで表示し、5年間その傾向を把握することによって、評価指標や関連指標の間の関係性を見極め、次期計画策定検討時に活用します。

(4) 三本の支援の柱にかかる評価指標・関連指標のツリー図(大分類・中分類・小分類)

県は、19頁から28頁のとおり、三本の支援の柱にぶら下がる評価指標と関連指標を大分類・中分類・小分類に区分し体系化しています。今後、この体系図をもとに指標間の影響度合いや目標値への影響度合いを確認できるよう見える化しています。

三本の支援の柱のうち、特に「親子関係の再構築のための支援」について頁数も多く重心的な支援と捉えがちですが、県としては、三本の支援の柱すべてが重要な柱であり、一つとして欠けてはならないものであると認識しています。

大分類では、三本の支援の柱に直結する評価指標を県独自で設定し、中分類では、国の策定要領の整理事項ごとに最も重要なものを評価指標として一つずつ抽出しています。小分類においては、中分類で抽出された評価指標以外の指標を関連指標として位置付けています。

支援の柱と指標との関係性について、例えば、「子どもの権利擁護の取組」のように三本の支援の柱に評価指標と関連指標が共通するものもある一方で、「児童相談所の強化等に向けた取組」のように「自立支援」とは関係性の低いものもあります。

以上のことを踏まえ、県は、PDCAサイクルにより評価指標と関連指標を分析・評価し、その分析・評価によって抽出された課題等の解決に向けて調査と研究を行います。

4 計画全体に関わる検討課題

県は、以下の検討課題について、「総論」及び「各論」に記載する今後の取組を通じて解決に向けて取り組むとともに、調査・研究を行い、さらに検討を重ねます。

(1) 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み(潜在的な需要)

県は、計画の策定にあたり、潜在的な需要を測る具体的かつ基礎的なデータを保有していない状況です。このような状況では、代替養育を必要とする子どもの数の見込みと実際の数と大きく乖離する可能性があります。その結果、里親登録数やファミリーホーム設置数あるいは施設定員や職員採用計画などに多大な影響が生じることとなります。

そのため、特に要対協において把握する要保護児童や要支援児童あるいは特定妊婦の出産後の児童が代替養育を必要とする子どもとなる割合、または、要対協においても把握できない代替養育を必要とする子どもの割合など実態を数値化することが求められています。

(2) 子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発等

県は、子どもの権利擁護や意見表明を促進するため、一般社団法人子どもアドボカシーセンターMIEに業務を委託し、一時保護所などにアドボケイトを派遣しています。子どもを対象に啓発や面談を行っています。子どもが、自身の考えや意見を形成していく過程に時間がかかり、その考えや意見を表明することは難しいことです。また、アドボケイトは、第三者的な立場に立ち子どもを誘導しないよう配慮し、子どもと相談しながら進めていかなければなりません。

このように子どもの権利擁護や意見表明については、生活の現場、教育の現場、保育の現場など子どもがいつでも、どこでも実現できるような環境づくり、仕組みづくりが必要です。また、内部の影響を受けない第三者的な立場に立った方がアドボケイト能力を修得できるような支援も併せて必要です。

(3) 子どもの自立のための支援戦略（失敗しても再チャレンジできる環境）

子どもが就職や進学を通して自立していくことは重要です。しかしながら、自立ばかりでなく、子どもが失敗や挫折を感じたとき安全で安心な居場所に戻るなど子どもが孤独にならず人と社会的に結ばれていることも大切です。

県は、このような社会的養護経験者等の実情を把握できていないのが現状です。子どもが措置解除後あるいは施設退所後にどのような道を進み、現在、どのような状況にあるのか調査が必要です。

(4) 人材の確保と人材の育成

コロナ禍によって職場ではオンライン環境が整備され、全国的に働き方が急激に変化しています。その一方で、福祉分野の現場では従来から対面（人と人とのつながり）での対応が基本であり、福祉分野を支える人材の確保と育成が難しくなっています。

それゆえに、現存する資源（OB人材や登録里親、公的施設など）を十分に活用することが重要です。例えば、施設が委託前里親の実践的な研修（OJT研修）の場を提供することでスポット的に人材を確保したり、行政機関と連携し公営住宅を職員住宅として活用するなど共通課題を合同で調査・研究することも必要です。

(5) 支援のための財源の確保

県は、令和5年度の実績として措置児童一人あたり月額約60万円を国費と合わせて支出しています。

今後、県として、予防的支援ステージでは子どもが虐待を受けないよう市町と緊密に連携・協力して保護者を含め子育て支援を提供することが求められています。

<各論>

5 各関係機関等の具体的な取組

(1) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組【国策定要領(3)】

① 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

県は、市町に設置される「こども家庭センター」と連携し、母子保健コーディネーター等の職員の人材育成や専門性を確保するなど妊産婦や子育て家庭への相談体制の強化を支援することにより早期に出産や子育ての不安に対応します。

② 市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

県は、市町が実施する家庭支援事業等の必要な事業量や取組状況等を把握するとともに、県内の里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターについて、子育て短期支援事業等の委託先として市町と情報共有化することにより積極的な活用を図ります。

また、県は、市町が実施する家庭支援事業等において県内の母子生活支援施設を幅広く活用できる可能性があることから、市町と相談しながら、その体制整備や活用促進を図ります。

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

県は、地域のニーズに応じて、県内に8箇所の児童家庭支援センター（以下、「児家セン」という。）を設置しています。以下のような地域における児家センの機能について周知し、その機能の利用を促進します。

県は、市町が「こども家庭センター」を整備していくなかで、児家センとの関係を整理し、連携体制を構築するとともに、地域における児家センの相談機能の充実を図ります。また、地域における児家センの機能強化を図るため、フォスタリング事業等による里親支援体制を整備します。併せて、児童相談所や要対協と連携して、親子関係の再構築に向けた保護者支援プログラムの修得支援など職員の育成にも取り組みます。

(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【国策定要領(4)】

※現在、取組案作成中のため、11月中旬に開催される推進部会を経た後、ご提示させていただきます。

(3) 一時保護改革に向けた取組【国策定要領(6)】

児童虐待相談対応件数が毎年度 2,000 件を超え高止まりの状況が続いています。それと併せ、一時保護の対応ニーズも高まっています。

県では、一時保護所の必要定員数（北勢児童相談所 20 名 中勢児童相談所 15 名）を見直すとともに、一時保護所（特に北勢児童相談所）のハード面の整備（大部屋の個室整備等）を進めます。

県は、これまで委託一時保護との役割分担により一時保護専用施設の整備を促進してきました。（令和 6 年 4 月 1 日現在 5 施設 定員 24 名）

しかしながら、施設職員の確保が難しく、入所施設の本来的な業務に影響が及ぶことから、児童養護施設や乳児院の空きスペースや既存の一時保護専用施設の利用と合わせ、里親・ファミリーホームの活用を促進します。

そのため、県は、一時保護にかかわる職員ばかりでなく里親を対象とした育成支援（研修等による専門性の向上と意識共有）を行います。

また、県は、子どもの権利擁護の配慮から、一時保護ガイドラインに基づく自己評価の実施を通した一時保護のあり方検討及び改善に向けた取組を引き続き実施し、自己評価を踏まえて第三者評価を導入します。

さらに、社会福祉審議会児童福祉専門分科会での意見聴取の方法や子どもからの意見・評価を確認する方法（子どものアンケート等）について、国による調査内容を踏まえながら本県での実施方法を確立します。

(4) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組【国策定要領(8)】

県は、国の策定要領による再計算の結果（29 頁を参照）や里親委託率の現状を踏まえ、計画の最終年度（令和 11 年度）の里親委託率を前期計画と同様に 3 歳未満 60%、就学前 60%、学童期以降 40%、全年齢 45%に設定します。ただし、計画期間内に設定した目標値を超えた場合には、国の策定要領に記載された目標値（乳幼児 75%、学童期以降 50%）とします。

県は、上記の目標値の達成に向け、関係市町、関係機関、関係施設、関係者等と連携を深めながら、以下の取組を進めることにより、入所施設での OJT 研修、ショートステイ等の委託、子どもの自立支援活動などを含め里親・ファミリーホームの活躍の場の提供に努めます。

- ・ 県は、児童相談所管内に里親支援センター（未設置地域では民間フォスターリング機関。以下同じ。）を設置し、その支援体制を整備し積極的な活用を進めます。
- ・ 県は、子どもの委託先の選定など里親等に関する業務全体を里親支援センターに委託し、里親・ファミリーホームに関する情報を集中させることにより、子どもとの丁寧なマッチングに努めます。
- ・ 県は、里親支援センターが地域の市町、里親支援専門相談員、里親会などと十分に連携できるようネットワークづくりなど環境整備に努めます。
- ・ 県は、里親支援センター職員や里親支援専門相談員が経験を深め、地域に密着した活動が求められることから、人材育成等を含め継続雇用できるよう支援を行います。
- ・ 県は、子どもの考え方などが多様化し、子どもの接し方など対応が難しくなっていることを踏まえ、里親等向けの研修や入所施設での OJT 研修など育成メニューを準備します。
- ・ 県は、引き続き里親会やNPO法人と連携し里親制度の普及啓発に努めます。

(5) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組【国策定要領(9)】

〔児童養護施設・乳児院〕

県内の児童養護施設及び乳児院ではオールユニッド化し、令和 6 年度までに一定程度の小規模化かつ地域分散化が完了しています。県は、児童養護施設及び乳児院の定員が整理されているため、緊急の一時保護の要請等に対応できるよう定員の一定数を確保する必要があると、現状の維持が適当であると考えています。（児童養護施設 11 施設 定員 376 名、乳児院 3 施設 定員 45 名）

また、県は、児童養護施設及び乳児院が今後も引き続き地域の子育て機能を担う重要な資源であると認識しています。

その一方で、国の策定要領による再計算の結果（29 頁を参照）と入所実績の現状を鑑みると、現実的に児童養護施設や乳児院の定員割れによって施設運営が厳しくなる可能性も認識しています。

このため、県は、今後も地域の実情に即した一時保護専用施設、児童家庭支援センター、里親支援センターの設置などの多機能化・機能転換を促進していきます。

併せて、県は、ショートステイや自立支援事業など入所施設の強みを十分に発揮し空きスペースを活用した新事業展開を支援します。

また、県は、入所施設において必要な人材の確保や職員の資質向上について喫緊に検討すべき課題であると捉え、その解決に向けたモデル的な取組を支援します。

〔母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム〕

県は、代替養育を必要とする児童にはさまざまな課題があり、一人ひとりの特性に応じた、途切れなく隙間のない最適な支援を提供できるよう役割分担と連携強化を進めます。

① 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準じる事情のある女子及びその者が監護する児童が利用する施設（県内4施設 入所定員：70 世帯（暫定定員 65 世帯））です。従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設で、近年は、DV被害者の保護を目的とした広域的な利用が増加しています。

県は、親子関係の再構築に向けた段階的な支援として、施設職員のサポートを受けながらチャレンジ的に短期入所を実施するなど母子生活支援施設の生活サポート機能の活用について、市町と連携を深めながら促進します。

② 児童心理治療施設

児童心理治療施設は、家庭環境や学校における交友関係その他の環境上の理由により、社会生活への適応が困難になった児童が短期間利用する施設です。

（県内1施設 入所定員 30 名、通所定員 10 名（暫定定員 7 名））

県は、施設の機能や利用対象となる児童の特性について、福祉、学校関係者等への周知に努め利用促進を図るとともに、併設する小中学校分校と緊密な連携・協力のもと支援の充実を図ります。また、三重県子ども心身発達医療センターをはじめとする医療機関や原籍校、地域との連携を強化します。

③ 児童自立支援施設

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童が利用する施設です。

（県内1施設 入所定員60名（暫定定員21名））近年は、不良行為だけでなく、被虐待経験や障がい等を有するなど、複合的な課題を抱えた児童の入所が増加しています。

県は、施設の特徴である夫婦小舎制の家庭的な環境のもとで、子どもの権利擁護に配慮しつつ、併設する小中学校分校と緊密な連携・協力のもと子どもの自立に向けた支援の充実を図ります。

④ 自立援助ホーム

自立援助ホームは、なんらかの理由で家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった原則15歳からの青少年に暮らしの場を提供する施設です。（県内2施設 定員12名）義務教育終了時点で施設や家庭から出て働かなければならない児童は、自分一人で生活できる状況にあるとは言い難いのが現状です。

県は、暮らしの場を提供するとともに、子どもが大人との信頼関係を構築し、社会で生き抜く力を身に付け、経済的にも精神的にも自立できるよう支援の充実を図ります。

（6）社会的養護自立支援の推進に向けた取組【国策定要領(10)】

社会的養護経験者は、様々な苦難を乗り越え、経済的にも精神的にも自立した大人になることが期待されています。

県では、施設の退所後、あるいは、里親の措置解除後、子どもがどのような道を進むのか実態を把握できていない状況です。今後、その実態を把握し、子どもに適した自立支援策が提供できるよう仕組みづくりを検討します。

また、県は、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援事業を通じて、子どもが、施設の退所後や里親の措置解除後、自立に失敗あるいは挫折を感じたとき、孤独に暮らすのではなく、安全で安心な居場所に戻れるアフターケアの環境を整備します。併せて、子どもの自立支援に理解のある企業やNPO法人等による就労支援のネットワークづくりに取り組みます。

その一方で、県は、自立支援ステージとして、子どもの施設の退所前、あるいは、里親の措置解除前に、自立に向け生き抜く力を育むリービングケアの環境の整備にも取り組みます。

(7) 児童相談所の強化等に向けた取組【国策定要領(11)】

児童相談所の職員は、ここ数年かけ増強してきましたが、依然と不足している状況です。また、職員の育成についても、1年目～3年目の職員が多く、経験的な能力が十分ではありません。

そのため、県では、児童相談所の業務の見直し、児家センへの指導委託の促進など業務改善に取り組みます。併せて、非常勤弁護士を増強など業務課題に適切に対応できるよう環境を整えます。さらに、県は、警察等の関係機関と連携・協力を深め、家庭訪問等の目視による確認と合わせ、AI等先端技術の活用によるより高度な児童相談体制の構築に努めます。

また、職員の育成については、三重県児童相談所職員人材育成計画(仮称)を定め、児童虐待等に対応する職員の資質の向上に努めます。

(8) 障害児入所施設における支援【国策定要領(12)】

障害児入所施設は、家庭における養育が困難である障がい児に対し、できる限り良好な家庭的環境の中で、発達を支援し育成する役割を担っている施設です。(福祉型は県内に4施設(定員:100名)あり、被虐待児も入所しています。)

当該施設は、被虐待児への支援の充実を図る観点から、被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行うとともに、入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援を行うことも求められています。

県では、障害児入所施設において、入所した時点から退所後の地域生活への円滑な移行を見据えた支援が適切に行われるよう、児童相談所や市町等の関係機関と連携しながら、それぞれの役割に応じた途切れのない支援が提供される体制づくりに取り組みます。

なお、障害児入所施設では、障がい児の施設退所後を見据え、早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画を作成し、移行支援を行います。

6 次期計画づくりに向けて

県は、「総論」の4「計画全体に関わる検討課題」について、次期計画づくりに向けて調査・研究を行い、一定の方向性を提示できるよう検討を重ねます。

(1) 調査・研究の実施

① 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み(潜在的な需要)

県は、教育や保育の現場などから基礎データを取得するための連携・協力の関係づくりを進め、次期計画では現実に近い根拠数値とするための調査・研究を実施します。

② 子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発等

県は、子どもの権利擁護や意見表明について、生活の現場、教育の現場、保育の現場など子どもがいつでも、どこでも実現できるような環境づくり、仕組みづくりや内部の影響を受けない第三者的な立場に立ったアドボケイト能力を修得できるような支援を調査・研究し、実証的な取組を検討します。

(子どもやアドボケイトに対するアンケートについても、子どもやアドボケイトとの信頼関係を崩さないようその取扱いに配慮し、その実施にはだれが、いつ、どのような内容を、どのような方法で実施するのか十分な検討が必要です。)

また、県は、子どもの知る権利を保障するうえで、「ライフストーリーワーク」に取り組んでいます。この「ライフストーリーワーク」とは、子どもが希望する内容について「真実告知」を行うことですが、子どもにとって適切な時期に、子どもの様子を確認し寄り添いながら告知するところに意義があります。

県は、保護者等の子どもに知らせない権利との調整も必要となることから、「ライフストーリーワーク」が円滑に進められるよう調査・研究を行い、里親・ファミリーホームや児童養護施設、乳児院等への支援を検討します。

③ 子どもの自立のための支援戦略（失敗しても再チャレンジできる環境）

県は、社会的養護経験者等の実情を把握する調査の実施にあたり、その対象者、内容、方法等を検討し、その調査結果の分析に取り組みます。そのうえで、支援を必要とする支援対象者に応じて自立に向けた支援戦略が提示できるよう研究に取り組みます。例えば、様々な支援制度を組み合わせたパッケージ化や社会人マナーなどコミュニケーション能力の向上に向けた育成計画などについて具体的に検討します。

それと併せ、県は、支援対象者が人と社会的に結ばれるための支援者間のネットワークづくりに取り組みます。

④ 人材の確保と人材の育成

県は、職場環境の改善、処遇の改善など雇用環境の再整備に向けた積極的な取組について調査・研究を行い、支援策を検討します。

⑤ 支援のための財源の確保

県は、市町と連帯して十分な財源を確保する責任があり、その確保策として、ふるさと納税、企業版ふるさと納税、企業からの寄付金など関係部局を交え検討を加えます。

(2) PDCA サイクルによる評価指標の分析と抽出される課題

県は、関係機関、関係団体、関係事業者、関係者等に支障のない範囲内において、毎年度、評価指標や関連指標の実績値を調査します。特に評価指標については、その実績値をもとにPDCA サイクルによる評価・分析（傾向的な分析を含む。）を行い、ボトルネックとなっている課題を抽出します。

県は、抽出された課題について、専門家などに相談しつつ解決に向けて検討を加えます。

7 関係機関等との連携・協力と情報の収集と発信

(1) 課題解決に向けた調査・研究に関する関係機関等の連携・協力

県は、6の次期計画づくりのために必要となるデータを調査・分析し、研究を深めることが求められています。その調査・研究の実施にあたり、大学等の調査研究機関はもとより、子どもが生活する現場である施設や学校などと緊密な連携・協力がが必要です。県は、そのための仕組みづくりを行います。

(2) 課題解決に向けた情報収集と関係機関等への情報発信

県は、全国の成功事例や成果のあった事例、あるいは、研究発表、地域の活動報告など有益な情報を収集し、本県の実情・現状に即した課題解決のためのヒントを探求します。それと同時に、県は、関係機関、関係団体、関係事業者、関係者等とネットワークをつくり、必要な情報をそのネットワーク上に発信することにより、更なる連携強化につなげます。

「予防的な支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図(事務局案)

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標				
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大分類	要保護児童対策地域協議会の把握する要保護児童数と要支援児童数の合計	8,783件	参考資料を参照	参考資料を参照	6,875件	7,309件	7,771件	8,261件	8,783件

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

中分類	・意見表明等支援事業の実施状況 (利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況(こどもと利益相反のない独立性を担保しているか))	一時保護所、一時保護専用施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム、委託里親に派遣された割合 50%	一時保護所、児童養護施設（1施設）、一時保護専用施設へアドボケイトを派遣	・意見表明等支援事業を利用しようとする子どもが少ない。（アドボケイトとの信頼関係の構築が必要である。） ・派遣先 一時保護所 2施設 一時保護専用施設 5施設 児童養護施設 11施設 乳児院 3施設 児童自立支援施設 1施設 児童心理治療施設 1施設 ファミリーホーム 5施設 委託里親	10%	20%	30%	40%	50%
-----	--	--	--------------------------------------	--	-----	-----	-----	-----	-----

小分類	・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数	専門部会又は権利擁護機関の設置検討が必要	専門部会又は権利擁護機関 1機関					
	・アドボケイトの養成（育成）状況	子どものアドボカシーセンターMIE 会員数32会員	第三者的な立場のアドボケイトの養成が必要である。 アドボカシー学会の養成講座受講数					

(3) 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

① 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

中分類	・こども家庭センターの設置数	29市町	子ども家庭総合支援拠点設置市町数 27市町 こども家庭センターの設置市町数 15市町	県内全市町に1か所ずつ	29市町	29市町	29市町	29市町	29市町
小分類	・こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施回数、受講者数	県主催の市町等を対象とした研修・会議を実施 （市町児童福祉主管課、母子保健主管課等） 令和4年度 市町職員参加数 189名 令和5年度 市町職員参加数 219名	・こども家庭センターの中心となる役割を果たす母子保健コー ディネーターの人材育成が必要である。 ・市町職員の参加者数の年度平均 約200名	200名	200名	200名	200名	200名	
	・県と市町との人材交流の実施状況	人事交流の実施（児童相談所の交流職員） 令和4年度 1名 令和5年度 1名	・児童相談所職員の確保が必要である。 ・県職員と市町職員の人事交流実績の平均 1名						
	・こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	・サポートプラン作成実施市町数 11市町 ・サポートプラン作成数 令和5年度 591件	サポートプラン作成実施市町数 29市町						

② 市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

中分類	・市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率	29市町	家庭支援事業（3事業）の確保方策の達成率100%の市町数 令和5年度 6市町	家庭支援事業（6事業）の確保方策を県内全市町で100%を達成	29市町	29市町	29市町	29市町	29市町
小分類	・市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童養護施設数	・委託里親数、ファミリーホーム数、児童養護施設数 令和4年度 里親：5件 ファミリーホーム：1施設 児童養護施設：6施設 令和5年度 里親：4件 ファミリーホーム：2施設 児童養護施設：6施設	ファミリーホーム数 5施設 児童養護施設・乳児院数 14施設						

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

中分類	・児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）	60件	在宅指導委託件数 令和4年度 15件 令和5年度 22件	・児童家庭支援センターの役割は地域における要支援家庭や要保護家庭の在宅支援において多岐にわたることから、研修等を通じた人材育成が必要である。 ・在宅指導委託件数 各児童相談所管内で10件	60件	60件	60件	60件	60件
-----	--------------------------------------	-----	------------------------------------	--	-----	-----	-----	-----	-----

小分類	・児童家庭支援センターの設置数	・県内には7か所の児童家庭支援センターが設置されている。	児童家庭支援センター設置数 8施設	8施設	8施設	8施設	8施設	8施設
	・市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	委託させた児童家庭支援センター数 令和4年度 なし 令和5年度 なし 令和6年度 1施設	・市町のこども家庭センターとの関係構築や連携方法について整理が必要である。 ・家庭支援事業の委託施設数 8施設					

「予防的な支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図(事務局案)

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標				
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組									
中分類	・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	1 事業所	県内実施事業所数 令和4年度 なし 令和5年度 なし	・事業実施にあたり支援対象者の見込み数と支援人材の確保が課題 ・県内実施事業所数 1 事業所	—	—	—	—	1 事業所
小分類	・助産施設の設置数		助産施設数 令和4年度 8 施設 令和5年度 8 施設	助産施設数 8 施設	8 施設	8 施設	8 施設	8 施設	8 施設
	・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数		県主催の市町等を対象とした研修・会議を実施 (市町児童福祉主管課、母子保健主管課等) 令和4年度 市町職員参加数 189名 令和5年度 市町職員参加数 219名	・こども家庭センターの中心となる役割を果たす母子保健コーディネーターの人材育成が必要である。 ・市町職員の参加者数の年度平均 約200名	200名	200名	200名	200名	200名

「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図（事務局案）

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標				
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大分類	保護者支援プログラムを提供した保護者数と再発率(再分離率)	保護者数 30名 再発率（再分離率）13%	令和6年度は、実証的に保護者支援プログラムを提供	・保護者支援プログラムを提供できるカウンセラー資格取得者 2名 ⇒ 6名 1名当たり保護者5名に提供 ・名古屋市の実証結果 13%	10名 30%	10名 25%	20名 20%	25名 15%	30名 13%

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

中分類	・意見表明等支援事業の実施状況 (利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況(こどもと利益相反のない独立性を担保しているか))	一時保護所、一時保護専用施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム、委託里親に派遣された割合 50%	一時保護所、児童養護施設（1施設）、一時保護専用施設へアドボケイトを派遣	・意見表明等支援事業を利用しようとする子どもが少ない。（アドボケイトとの信頼関係の構築が必要である。） ・派遣先 一時保護所 2施設 一時保護専用施設 5施設 児童養護施設 11施設 乳児院 3施設 児童自立支援施設 1施設 児童心理治療施設 1施設 ファミリーホーム 5施設 委託里親	10%	20%	30%	40%	50%
-----	--	--	--------------------------------------	--	-----	-----	-----	-----	-----

小分類	・社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	平成30年度から児童相談所職員等を対象にアドボケイト研修（アドボカシーの原則等の学習）を実施 里親登録前研修（基礎研修）の中で子どもの権利擁護について説明 ・子どもの自尊感情や自信を高め、困難な課題を自分で解決できるという気持ちを持たせる。 ・子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権利を保護する。 令和4年度 関係職員：2回（41人）子ども：8回（169人） 令和5年度 関係職員：2回（44人）子ども：10回（184人）	県が実施するCAPプログラムの実施回数・参加者数 月1回の開催 1回あたり30名参加	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)
	・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）	平成30年度に一時保護所においてアドボケイトの試行的取組を実施 子どもアドボカシーセンターMIEがアンケート調査を実施（認知度・利用度・満足度は調査対象外） 令和4年度 アンケート実施件数 120件 令和5年度 アンケート実施件数 204件	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期等の検討が必要である。					
	・措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度	平成30年度に一時保護所においてアドボケイトの試行的取組を実施 子どもアドボカシーセンターMIEがアンケート調査を実施（認知度・利用度・満足度は調査対象外） 令和4年度 アンケート実施件数 120件 令和5年度 アンケート実施件数 204件	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期等の検討が必要である。					
	・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度	・平成19年度から権利擁護プログラム「CAPプログラム」等を児童養護施設および福祉型障害児入所施設で実施 ・平成20年度から「生（性）教育」を児童養護施設等で実施	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期等の検討が必要である。					
	・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数	・平成13年度から「子どもの権利ノート」を児童養護施設に入所する子どもに配付 ・平成30年度から児童相談センターに措置児童向けの権利擁護相談専用電話を新設し、当該電話を含めた電話相談先一覧ポスターを児童養護施設内に掲示	専門部会又は権利擁護機関の設置検討が必要である。					
	・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	・社会的養育推進計画(1期)策定検討会議には参画 ・社会的養育推進計画(1期)策店検討会議でヒアリングの実施	検討会議設置ごとに検討が必要である。					

(3) 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

中分類	・児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）	60件	在宅指導委託件数 令和4年度 15件 令和5年度 22件	・児童家庭支援センターの役割は地域における要支援家庭や要保護家庭の在宅支援において多岐にわたることから、研修等を通じた人材育成が必要である。 ・在宅指導委託件数 各児童相談所管内で10件	60件	60件	60件	60件	60件
-----	--------------------------------------	-----	------------------------------------	--	-----	-----	-----	-----	-----

小分類	・児童家庭支援センターの設置数	・県内には7カ所の児童家庭支援センターが設置されている。	児童家庭支援センター設置数 8施設	8施設	8施設	8施設	8施設	8施設
	・市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	委託させた児童家庭支援センター数 令和4年度 なし 令和5年度 なし 令和6年度 1施設	・市町のこども家庭センターとの関係構築や連携方法について整理が必要である。 ・家庭支援事業の委託施設数 8施設					

「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図（事務局案）

	令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標				
				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度

(6) 一時保護改革に向けた取組

中分類	・一時保護施設の平均入所日数	18.7日	年間延べ利用日数÷年間延べ利用児童数 令和４年度 22.3日 令和５年度 25.8日	・学校での学習、親子関係など一時保護の長期化による課題もあり、早期の方向性決定が必要である。 ・過去10年間で最小値 18.7日	24.4日	23.0日	21.6日	20.0日	18.7日
-----	----------------	-------	--	---	-------	-------	-------	-------	-------

小分類	・一時保護施設の定員数	・児童相談所に併設の一時保護所は県内２か所 （中勢児童相談所15名、北勢児童相談所20名） ・アドボケイトの試行的取組（平成30年度から継続） ・第三者評価は未実施	現行の定員を維持継続 2施設(35名)	35名	35名	35名	35名	35名
	・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	・一時保護専用施設の整備 平成29年度 2か所（津市 4名定員、四日市市 6名定員） 令和元年度 1か所（鈴鹿市 6名定員） 令和２年度 1か所（名張市 4名定員） 令和５年度 1か所（熊野市 4名定員） ・一時保護の場の地域分散化を促進	・一時保護専用施設数 維持継続 5施設(定員24名) ・既存の児童養護施設等の空き室を活用する。 ・里親・ファミリーホームの活用にあたりアンケート調査が必要である。 （希望調査）	24名	24名	24名	24名	24名
	・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	一時保護所職員の研修 令和５年度 1回(6名)	一時保護所等の職員研修 1回あたり 10名 年間２回実施	20名	20名	20名	20名	20名
	・第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母：管内の全一時保護施設数）	第三者評価を実施している施設はない。	第三者評価を全施設で実施する 7施設	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設
	・一時保護施設の平均入所率	年間利用児童の日数÷（一時保護の定員×日数） 令和４年度 60.2% 令和５年度 66.2%	—					

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

中分類	・里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間	4年10か月	年間措置児童の措置月数÷年間延べ措置児童数（過去の実績データなし） 令和４年度 4年８か月 令和５年度 4年10か月	令和５年度に実績値を維持継続 4年10か月	4年10か月	4年10か月	4年10か月	4年10か月	4年10か月
-----	------------------------------------	--------	--	--------------------------	--------	--------	--------	--------	--------

小分類	・こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。）	専門チームや担当係の配置など体制は整備されていない。	県内の各々の児童相談所に１チーム（会議体など）設置					
-----	---	----------------------------	---------------------------	--	--	--	--	--

② 親子関係再構築に向けた取組

中分類	・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況	6児童相談所	専門チームや担当係の配置など体制整備なし (令和６年度(重点事業)からCPA資格取得者で構成を検討)	県内の各々の児童相談所に１チーム（会議体など）設置	1か所	2か所	4か所	5か所	6か所
-----	--	--------	---	---------------------------	-----	-----	-----	-----	-----

小分類	・親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	R6年度開始の県の親子再統合支援事業による個別カウンセリング数 （過去の実績データなし）	・令和６年度（重点事業）からCPAカウンセラー資格取得者により支援検討 有資格者１名につき ５件	5件	10件	20件	25件	30件
	・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	保護者対応の職員研修の実施回数と受講者数 令和４年度 2回(15人) 令和５年度 3回(56人)	三重県児童相談所職員人材育成計画(仮称)により進行管理 年間３回 60名	60名	60名	60名	60名	60名
	・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数	・CPAのライセンス取得数（令和６年度までの実績） カウンセラー資格 2名 講演講師資格 6名 トレーナー資格 100名程度 ・令和６年度（重点事業）から実証的に導入開始	・保護者支援プログラムを提供できるカウンセラー資格者を増やす（児童家庭支援センターに配置） ５年間で6名程度					
	・民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数	児童家庭支援センターへの新規指導委託件数（うち保護者支援プログラムの委託数） 令和４年度 6件(0件) 令和５年度 11件(0件)	・保護者支援プログラムを提供できるカウンセラー資格者を増やす（児童家庭支援センターに配置） ５年間で6名程度					

「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図（事務局案）

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標				
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組									
中分類	・特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	20名	・児童相談所は、特別養子縁組を前提とした里親登録の相談を行う。 ・子どもを受託した里親に対し、市町と連携した里親委託後の養育支援や特別養子縁組申立の手続きの支援を行う。 ・特別養子縁組成立まで細やかなサポートを実施 ・家庭的養護促進協会主催の研修参加者数 （当該年度における里親担当職員の研修参加累積数） 令和４年度 ５名 令和５年度 ７名	特別養子縁組の増加に向け、制度改正の内容を広く周知・啓発していく必要がある。 児童相談所の里親担当職員 20名在籍	10名	12名	15名	18名	20名
	・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数（里親委託の統計による）		・里親や施設養護から養子縁組を前提とした処遇に移行する必要があるか、現在委託されている里親との将来的な養子縁組の可能性がないかなどの検討を積極的に行う。 ・令和元年度以降の特別養子縁組成立件数は延べ23件 令和４年度 ４件 令和５年度 ２件	・児童相談所が関与した場合、真実告知や生い立ちの整理、ルーツ探しなど特別養子縁組にも特有の相談支援のニーズがあることから、特別養子縁組成立後も相談者のニーズに応じた相談支援体制の充実が必要 ・２年間の特別養子縁組の成立件数の平均値	３件	３件	３件	３件	３件
	・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数		最近の特別養子縁組成立件数 令和４年度 ０件 令和５年度 １件	・今後、希望する事業者があれば申請等の手続きについて助言し、支援や連携を適切に行う必要がある。 ・２年間の特別養子縁組の成立件数の平均値	１件	１件	１件	１件	１件
	・親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数		民間あっせん機関からあっせんを受けた養親候補者により、家庭裁判所に特別養子縁組の申立が行われた場合、児童相談所は家庭裁判所からの調査囑託により、特別養子縁組の適否に関する調査等を行う。	今後は、児童相談所と市町、里親会、児童福祉施設、フォスタリング機関等が連携し、子どもの最善の利益を念頭に対象となる子どものパーマネンシー保障がなされるよう、特別養子縁組の相談支援が適切に行われる体制を構築することが求められている。					
	・里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数		養子縁組里親登録に係る相談件数 令和４年度 77件 令和５年度 91件	今後は、児童相談所と市町、里親会、児童福祉施設、フォスタリング機関等が連携し、子どもの最善の利益を念頭に対象となる子どものパーマネンシー保障がなされるよう、特別養子縁組の相談支援が適切に行われる体制を構築することが求められている。					
	・民間あっせん機関に対する支援、連携の有無		県内で活動する民間あっせん機関なし	今後、希望する事業者があれば申請等の手続きについて助言し、支援や連携を適切に行う必要がある。					

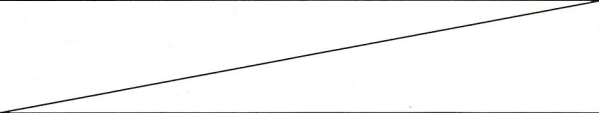
「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図（事務局案）

令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

中分類	・ 3 歳未満の里親等委託率	60.0% 60.0% 40.0% 45.0% — —	里親等委託率	令和 4 年度	令和 5 年度	・ 里親等委託率は30%前後で推移 ・ 県庁が中心になり、県内 6 児童相談所の里親担当、児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員や児童家庭支援センター、一般社団法人三重県里親会、NPO 法人等の関係機関と連携 ・ 県庁に里親担当 2 名、里親委託推進員 1 名、家庭的養護支援嘱託員 1 名の合計 4 名の担当を配置 ・ 北勢児童相談所と中勢児童相談所に里親専任担当 1～2 名と里親兼任担当 2～3 名を、その他の児童相談所には、兼務の里親担当3名を配置					
	3 歳以上の就学前の里親等委託率		3 歳未満	32.4%	35.1%		60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
	学童期以降の里親等委託率		3 歳以上就学前	34.1%	35.6%		60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
	全体の里親等委託率		学童期以降	29.0%	28.0%		40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
	登録率		全体	30.1%	29.7%		45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%
	稼働率		登録率	102.2%	108.7%		—	—	—	—	—
			稼働率	29.5%	27.4%		—	—	—	—	—

小分類	・ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託こども数	<養育里親> 令和 4 年度 令和 5 年度 里親登録(認定)数 253件 254件 新規里親登録(認定)数 18件 19件 委託里親数 68件 67件 委託こども数 81件 77件	・ 要保護児童を里親に委託することによって、特定の養育者との愛着関係の下で、基本的信頼関係の獲得やそれによる自己肯定感の育成、家庭生活モデルや生活技術の習得といった効果が期待できる。 ・ 児童相談所における要保護児童の措置決定にあたっては、里親委託を優先して検討している。 ・ 家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境＝里親家庭、ファミリーホーム」で養育されるよう、必要な措置をとることが求められた。					
		<親族里親> 令和 4 年度 令和 5 年度 里親登録(認定)数 19件 21件 新規里親登録(認定)数 5件 5件 委託里親数 19件 21件 委託こども数 27件 29件						
		<養子縁組里親> 令和 4 年度 令和 5 年度 里親登録(認定)数 77件 91件 新規里親登録(認定)数 12件 17件 委託里親数 3件 0件 委託こども数 3件 0件						
		<専門里親> 令和 4 年度 令和 5 年度 里親登録(認定)数 22件 22件 新規里親登録(認定)数 1件 0件 委託里親数 12件 11件 委託こども数 14件 14件						
		<全体数> 令和 4 年度 令和 5 年度 里親登録(認定)数 371件 388件 新規里親登録(認定)数 36件 41件 委託里親数 102件 99件 委託こども数 125件 120件						
	・ ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数	<ファミリーホーム> 令和 4 年度 令和 5 年度 設置数 6 施設 6 施設 新規設置数 0 施設 0 施設 委託こども数 19件 18件	・ 現在、県内のファミリーホームは北勢児童相談所管内に 2 か所、中勢児童相談所管内に 2 か所、伊賀児童相談所管内に 2 か所の計 6 か所ある。 ・ 令和 6 年度末に 1 か所廃止される。 ・ ファミリーホームについても、養育者研修の充実や相互交流の促進など支援が必要である。					
	・ 里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に 1 回でも委託のあった里親数）	・ 里親登録に対する委託里親の割合 （年間に 1 回でも委託のあった里親数） 令和 4 年度 27.7% 令和 5 年度 26.0%	—					
	・ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会の開催数 令和 4 年度 5 回 令和 5 年度 5 回	2、3 か月に1回のペースで開催 年間 5 回を維持継続	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回

「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図（事務局案）

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標				
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組									
中分類	・里親支援センターの設置数、民間への委託数	4 機関	・現状は県庁がフォostリング業務を担っている。 ・児童相談所の里親担当、各施設の里親支援専門相談員が連携し、里親制度の普及啓発から里親への訪問支援等に至るまで細やかな活動を展開している。	・県がフォostリング業務の最終的な責任を担う一方で、民間のフォostリング機関を積極的に活用し、地域の実情に合ったフォostリング業務の実施体制の構築が必要である。 ・現民間フォostリング機関の里親支援センターへの移行 ・現民間フォostリング機関 4 機関	2 機関	2 機関	2 機関	3 機関	4 機関
小分類	・民間フォostリング機関の設置数		・民間フォostリング機関がない地域では、児童相談所と連携	・里親支援専門相談員と民間フォostリング機関の役割の整理整頓が必要である。 ・現民間フォostリング機関の里親支援センターへの移行 ・現民間フォostリング機関 4 機関					
	・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数		必須研修以外の研修の実施回数と受講者数 令和4年度 5回(延122人) 令和5年度 5回(延 91人)	・児童養護施設等のOJT研修を含め里親等の能力開発を行う。 ・これまでの研修にOJT研修を加える。 (2年間の平均受講者+14施設に数名)					
(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組									
② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組									
中分類	・市町の家家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	28施設	・豊富な経験とノウハウを蓄積 ・ケアニーズが非常に高い子どもに対応する高機能化、施設の多機能化を推進 (委託事業) 令和6年度5月時点 子育て短期支援事業 14施設 養育支援訪問事業 3 施設 児童育成支援拠点事 1 施設 親子関係形成支援事 1 施設	今後は要支援家庭への在宅支援において特に重要な役割を担うことが期待されることから、子育て短期支援事業に加えて、各施設において1事業が追加で委託されることを目標 児童養護施設+乳児院 14施設×2事業	28施設	28施設	28施設	28施設	28施設
小分類	・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数		・令和6年度末までに、児童養護施設の本体施設の小規模化・地域分散化の整備はほぼ計画どおりに完了	定員数は維持継続 令和6年4月1日現在 児童養護施設 376名 乳児院 45名					
	・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数		加算分保護単価の設定があった施設数、加算職員数 【児童養護施設、乳児院】 令和4年度 13施設(36名) 令和5年度 13施設(37名)	専門職の職員体制の維持継続					
	・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施設数		施設機能強化推進費の認定施設数 【児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設】 令和4年度 3 施設 令和5年度 3 施設	極力多くの施設で実施可能 児童養護施設 11施設 乳児院 3 施設 児童心理治療施設 1 施設					
	・一時保護専用施設の整備施設数		一時保護専用施設数 令和4年度 4 施設 令和5年度 4 施設	一時保護専用施設の維持継続 令和6年4月1日現在 5 施設(定員24名)	5 施設	5 施設	5 施設	5 施設	5 施設
	・児童家庭支援センターの設置施設数		児童家庭支援センターの認可施設数 令和4年度 6 施設 令和5年度 6 施設 令和6年度 7 施設	児童家庭支援センターの維持継続 令和7年4月1日現在 8 施設	8 施設	8 施設	8 施設	8 施設	8 施設
	・里親支援センター、里親養育包括支援（フォostリング）事業の実施設数		民間フォostリング機関から里親支援センターへの移行（令和6年5月時点） 民間フォostリング機関 4 機関 里親支援センター 0 機関	—	2 機関 2 機関	2 機関 2 機関	2 機関 2 機関	1機関 3機関	0 機関 4 機関
	・妊産婦等生活援助事業の実施設数		県内実施事業所数 令和4年度 なし 令和5年度 なし	・事業実施にあたり支援対象者の見込み数と支援人材の確保が課題 ・県内実施事業所数 1事業所	—	—	—	—	1事業所

「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図（事務局案）

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標				
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(11) 児童相談所の強化等に向けた取組									
中分類	・児童福祉司、児童心理司の配置数	配置基準数 児童福祉司 87名 児童心理司 42名	・児童虐待相談対応件数の推移 全国 前年比 三重県 前年比 令和元年度 193,780件 21.2% 2,229件 7.5% 令和2年度 205,044件 5.8% 2,315件 3.9% 令和3年度 207,660件 1.3% 2,147件 ▲7.3% 令和4年度 219,170件 5.5% 2,408件 12.2% 令和5年度 集計中 集計中 2,162件▲10.2% ・児童福祉司、スーパーバイザー、児童心理司の人数と基準数 児童福祉司 スーパーバイザー 児童心理司 令和6年度 86名 19名 32名 配置基準数 87名 16名 42名	・近年、児童虐待への社会的関心の高まりを背景に年間2,000件を超える状況が続いている。 ・相談種別は近年の傾向として、DV被害相談を含む心理的虐待の割合が最も大きく、全体の約5割を占めている。 ・相談経路（市町の機関、警察等、学校等、近隣・知人、県の機関など）の相談すべてで前年度から減少（警察等からの相談が減少したのは、DV対応件数が減ったことが原因と考えらる。） ・被虐待児童の年齢ごとの件数は、3歳未満の件数の減少幅が大きかったことにより、中学生の件数よりも少なくなった。	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名
小分類	・児童相談所の管轄人口		令和4年度 582,625人 令和5年度 581,303人 令和4年度 243,038人 令和5年度 241,907人 令和4年度 472,147人 令和5年度 469,019人 令和4年度 222,515人 令和5年度 218,802人 令和4年度 161,604人 令和5年度 159,467人 令和4年度 62,866人 令和5年度 61,365人 令和4年度 1,744,795人 令和5年度 1,731,863人	・各々の地域で人口減少 ・前期計画策定時（令和2年3月）よりも減少率大きい。					
	・第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）		第三者評価を実施する児童相談所なし	極力多くの児童相談所において第三者評価を実施する。					
	・市町村支援児童福祉司の配置数		市町村支援児童福祉司の配置なし	・児童相談所の体制整備を優先 ・こども家庭ソーシャルワーカーの養成が必要である。	—	—	—	—	
	・児童福祉司1人あたりの児童虐待相談対応件数		児童福祉司一人あたりの児童虐待相談対応件数 令和4年度 34件 令和5年度 28件	職員数が増加し児童虐待相談対応件数が横ばいのため減少					
	・児童福祉司スーパーバイザーの配置数		児童福祉司スーパーバイザーの配置数 令和4年度 8名 令和5年度 15名	・児童相談所の体制整備を優先 ・令和7年度から微増 令和6年度 20名					
	・医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）		医師の配置数 令和4年度 常勤：1名 非常勤：2名 令和5年度 常勤：1名 非常勤：2名	医師の配置数は維持継続					
	・保健師の配置数		保健師の配置数 令和4年度 8名(うち5名兼務) 令和5年度 8名(うち5名兼務)	保健師の配置数は維持継続					
	・弁護士配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）		弁護士の配置数 令和4年度 非常勤：1名 令和5年度 非常勤：1名	・児童相談所の体制整備を優先 ・令和7年度に倍増の6名体制(一時保護関係で増員) 令和6年度 非常勤：3名					
	・こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数		児童福祉司任用後の研修参加者 令和4年度 22名 令和5年度 16名	・こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進 ・2年間の実績値の平均参加者数 (2年間の平均参加者数19名+こども家庭ソーシャルワーカー取得者1名以上)					
	・専門職採用者数（割合）		<専門職の採用者数> 令和4年度 令和5年度 福祉技術 5名 6名 児童福祉 7名 4名 心理判定 6名 3名	・年々、職員応募数が厳しくなっており、年間通じて採用活動を実施 ・採用活動は維持継続					

「自立」に係る評価指標と関連指標ツリー図（事務局案）

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標				
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大分類	施設退所後又は里親委託解除後3年後の就労の状況と進学 の状況 施設退所後又は里親委託解除後3年後の孤立の状況	就職・進学率 100% 孤立率 0%	・退所者のアンケート調査結果 退所後も多くの方が施設職員と連絡の実態 約4割の方が初めて勤めた職場を離職の実態 行政等の各種手続や金銭管理等の習得の必要性 大学等へ進学する意識の低さの再認識 ・施設退所者を積極的に雇用する事業主や児童養護 施設出身の大学生等のアドバイザー派遣 ・三重県児童養護施設協会による高校生交流会や自 立を励ます会の実施 ・自立支援にあたる専任職員を配置	施設退所後又は里親委託解除後に就職又は進学 した子どもが、3年後、諦めずに就職又は在学 している率 令和4年度 就労のみ 65% 令和5年度 就労のみ 74%	80% 0%	85% 0%	90% 0%	95% 0%	100% 0%

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

中分類	・意見表明等支援事業の実施状況 (利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第 三者への事業委託状況(こどもと利益相反のない独立性を担保しているか))	一時保護所、一時保護専用 施設、児童養護施設、乳児 院、児童自立支援施設、児 童心理治療施設、ファミ リーホーム、委託里親に派 遣された割合 50%	一時保護所、児童養護施設（1施設）、一時保護専 用施設へアドボケイトを派遣	・意見表明等支援事業を利用しようとする子ども が少ない。（アドボケイトとの信頼関係の構築が必要 である。） ・派遣先 一時保護所 2施設 一時保護専用施設 5施設 児童養護施設 11施設 乳児院 3施設 児童自立支援施設 1施設 児童心理治療施設 1施設 ファミリーホーム 5施設 委託里親	10%	20%	30%	40%	50%
-----	--	--	--	--	-----	-----	-----	-----	-----

小分類	・社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児 童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手 段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	平成30年度から児童相談所職員等を対象にアドボケイト研修（アド ボカシーの原則等の学習）を実施 里親登録前研修（基礎研修）の中で子どもの権利擁護について説明 ・子どもの自尊感情や自信を高め、困難な課題を自分で解決できる という気持ちを持たせる ・子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権 利を保護する 令和4年度 関係職員：2回（41人）子ども：8回（169人） 令和5年度 関係職員：2回（44人）子ども：10回（184人）	県が実施するCAPプログラムの実施回数・参加者数 月1回の開催 1回あたり30名参加	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)
	・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用 したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）	平成30年度に一時保護所においてアドボケイトの試行的取組を実施 子どもアドボカシーセンターMIEがアンケート調査を実施（認知 度・利用度・満足度は調査対象外） 令和4年度 アンケート実施件数 120件 令和5年度 アンケート実施件数 204件	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期 等の検討が必要である。					
	・措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度	平成30年度に一時保護所においてアドボケイトの試行的取組を実施 子どもアドボカシーセンターMIEがアンケート調査を実施（認知 度・利用度・満足度は調査対象外） 令和4年度 アンケート実施件数 120件 令和5年度 アンケート実施件数 204件	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期 等の検討が必要である。					
	・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度	・平成19年度から権利擁護プログラム「CAPプログラム」等を児童 養護施設および福祉型障害児入所施設で実施 ・平成20年度から「生（性）教育」を児童養護施設等で実施	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期 等の検討が必要である。					
	・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこども の権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもか ら意見の申立てがあった件数	・平成13年度から「子どもの権利ノート」を児童養護施設に入所す る子どもに配付 ・平成30年度から児童相談センターに措置児童向けの権利擁護相談 専用電話を新設し、当該電話を含めた電話相談先一覧ポスターを児 童養護施設内に掲示	専門部会又は権利擁護機関の設置検討が必要である。					
	・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経 験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリング やアンケートの実施の有無	・社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議には参画 ・社会的養育推進計画(Ⅰ期)策店検討会議でヒアリングの実施	検討会議設置ごとに検討が必要である。					

都道府県・市区町村の男女・年齢（5歳）階級別将来推計人口

	三重県人口計	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	0～19歳(小計)	現行計画の数値	差
2020年(令和2年)実績値	1,770,254	61,916	72,525	78,932	82,421	295,794	298,595	▲ 2,801
2025年(令和7年)予測値	1,703,095	52,603	62,250	72,362	76,521	263,736	279,603	▲ 15,867
2030年(令和12年)予測値	1,637,434	50,904	53,189	62,232	70,127	236,452	258,381	▲ 21,929

措置児童（潜在的需要分を除く）の将来予測

	2020年実績値	2021年実績値	2022年実績値	2023年実績値	平均値	2024年予測値	2025年予測値	2026年予測値	2027年予測値	2028年予測値	2029年予測値	2030年予測値
① 0～19歳人口	295,794	287,424	282,249	276,269		270,003	263,736	258,279	252,822	247,366	241,909	236,452
② 0～18歳人口	276,732	271,379	265,836	259,708		253,913	248,020	242,888	237,757	232,625	227,493	222,362
②÷① 割合	93.56%	94.42%	94.18%	94.01%	94.04%	94.04%	94.04%	94.04%	94.04%	94.04%	94.04%	94.04%
3歳未満人口	35,170	34,217	33,739	32,600								
うち措置児童数	41	38	39	37		37	36	35	35	34	33	32
措置児童の割合	0.117%	0.111%	0.116%	0.113%	0.114%							
3歳以上就学前人口	53,464	52,234	50,060	48,167								
うち措置児童数	83	89	80	73		76	75	74	72	70	69	67
措置児童の割合	0.155%	0.170%	0.160%	0.152%	0.159%							
学童期以降	188,098	184,928	182,037	178,941								
うち措置児童数	416	385	386	386		372	363	355	348	341	333	326
措置児童の割合	0.221%	0.208%	0.212%	0.216%	0.214%							
全体★	540	512	505	496		485	474	464	455	445	435	425
うち措置児童の割合	0.195%	0.189%	0.190%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%
構成割合 3歳未満	7.59%	7.42%	7.72%	7.46%	7.55%	7.55%	7.55%	7.55%	7.55%	7.55%	7.55%	7.55%
構成割合 3歳以上就学前	15.37%	17.38%	15.84%	14.72%	15.83%	15.83%	15.83%	15.83%	15.83%	15.83%	15.83%	15.83%
構成割合 学童期以降	77.04%	75.20%	76.44%	77.82%	76.62%	76.62%	76.62%	76.62%	76.62%	76.62%	76.62%	76.62%

潜在的需要分の将来予測

	2020年実績値	2021年実績値	2022年実績値	2023年実績値	平均値	2024年予測値	2025年予測値	2026年予測値	2027年予測値	2028年予測値	2029年予測値	2030年予測値
要対協の要保護・要支援児童数	5,063	5,385	5,786	6,083	5,579	6,467	6,875	7,309	7,771	8,261	8,783	9,337
前年度比③	—	106.36%	107.45%	105.13%	106.31%	106.31%	106.31%	106.31%	106.31%	106.31%	106.31%	106.31%
ショートステイ利用実績（延べ日数）	2,090	1,437	1,677	2,016	1,805	2,275	2,566	2,896	3,267	3,686	4,159	4,693
前年度比④	145.64%	68.76%	116.70%	120.21%	112.83%	112.83%	112.83%	112.83%	112.83%	112.83%	112.83%	112.83%
養育支援訪問実績（延べ件数）	3,847	2,979	3,335	3,668	3,457	3,653	3,638	3,623	3,608	3,593	3,578	3,563
前年度比⑤	98.97%	77.44%	111.95%	109.99%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%
一時保護児童数	787	759	825	803	794	787	772	756	742	727	713	698
前年度比⑥	89.64%	96.44%	108.70%	97.33%	98.03%	98.03%	98.03%	98.03%	98.03%	98.03%	98.03%	98.03%
2か月を超えて一時保護した件数	61	47	80	109	74	130	155	185	221	264	315	376
前年度比⑦	93.85%	77.05%	170.21%	136.25%	119.34%	119.34%	119.34%	119.34%	119.34%	119.34%	119.34%	119.34%
潜在的需要率 ③×④×⑤×⑥×⑦＝⑧					139.75%							
全体★×潜在的需要率⑧						678	663	649	635	622	608	594
構成割合 3歳未満	—	—	—	—	7.55%	51	50	49	48	47	46	45
構成割合 3歳以上就学前	—	—	—	—	15.83%	107	105	103	100	98	96	94
構成割合 学童期以降	—	—	—	—	76.62%	520	508	497	487	477	466	455

代替養育を必要とする子ども数の見込み

	2025年予測値			2026年予測値			2027年予測値			2028年予測値			2029年予測値			2030年予測値		
	合計	里親	施設	合計	里親	施設	合計	里親	施設	合計	里親	施設	合計	里親	施設	合計	里親	施設
3歳未満	50	30	20	49	29	20	48	29	19	47	28	19	46	28	18	45	27	18
3歳以上就学前	105	63	42	103	62	41	100	60	40	98	59	39	96	58	38	94	56	38
学童期以降	508	203	305	497	199	298	487	195	292	477	191	286	466	186	280	455	182	273
合計	663	296	367	649	290	359	635	284	351	622	278	344	608	272	336	594	265	329

里親委託率

60%
60%
40%
45%

作業部会等の意見聴取結果 (前半部分)

- ・ 施設部会
- ・ 里親・FH 部会
- ・ 児相部会
- ・ 市町・地域連携部会
- ・ オブザーバー委員

施設部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
9月3日 13:00~	途切れのない、隙間のない支援について	市町と児童相談所との役割分担が見えにくい。要保護児童対策地域協議会では、学校から報告のあったケースを登録するかどうかの議論に終始し、学校は困ったままで、必要な支援が受けられているのか心配になることがあった。	情報共有の壁を解消する方策を検討していきたい。
	途切れのない、隙間のない支援について	児童家庭支援センターや里親支援専門相談員が持っている情報の共有について、職員個人の判断に委ねられており、連携がスムーズにいかない要因となっている。	
	自立支援について	退所後のアフターケアについて、児童を繋いでいく先がない。	
	未然防止について	市町は、ショートステイの受け皿として里親の活用を検討していると思うが、どの里親であれば信頼して預けられるのか、だれが采配できるのか課題。	市町が里親の情報を保有する必要があり、情報の共有化を検討していきたい。
	施設の多機能化について	職員が分散化する中で、負担が多くなっている。大舎の際は、先輩職員（モデル）をみて成長できる機会が多かった。子どもにとっていいことはあるが、成長するために時間を要する。女性の定着が難しい。いまの状況で高機能、多機能を進めていくのは厳しい。	・人材の確保と育成が大きな課題であると認識している。 ・空きスペースの活用や里親の活用について検討していきたい。
	親子再統合について	再統合の仕組みについて、必ずしも家庭復帰して親子で生活するだけでなく、親子が適切な距離感を子どもが持てるようになることも一つの再統合ではないか。	再統合ではなく、親子関係再構築という言葉を用いたい。
	途切れのない、隙間のない支援について	隙間や途切れのない支援について、在宅にいる要支援児童の情報がなく、必要な支援が受けられているのか疑問がある。	情報共有の壁を解消する方策を検討していきたい。
	自立支援について	退所児童からSOSがあった時にすぐにキャッチできる体制がまずは大事。	安全安心な居場所づくりが必要である。
	未然防止について	ショートステイの専用施設が増えると良い。	空きスペースの活用や里親の活用を検討していきたい。
	親子再統合について	家庭復帰できるケースが減っているように感じる。	家庭復帰することの難しさを認識しているが、まずは保護者支援プログラムの効果を検証していきたい。
	施設の多機能化について	児童家庭支援センター、一時保護専用施設に取り組んで、すぐに職員も多機能化に順応できるわけではない。それぞれの機能には最低限必要なベースがあって、その上に専門性がある成り立つもので、配置基準の見直しや人材育成・確保などの課題が多い。	人材の確保と育成が大きな課題であると認識している。

施設部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
	施設の多機能化について	他県と比べて三重県の施設の小規模化は進んでいるが、運営体制について施設毎に差が出ているのではない。今後、里親委託の推進に向けて、施設の定員を減らさざるを得なくなってくると社会的養育に携わる人間としては不安を感じる。ここで仕事を従事していて良かったと思える計画になってほしいが、今はそういうことが見えない。	施設の重要な役割について十分に認識している。施設運営にとって定員設定の重要性も認識しているが、人口減等に伴う定員の減も想定し、施設の特性を活かした施設運営を検討していく必要がある。
	自立支援について	入所児童は仕事をして帰ってくる大人を見ることがなく、仕事をしに来る大人しか見ていないため、働いている大人の声を退所前に聞けると良い。	自立するための支援者ネットワークをつくり、要望に応えていける仕組みを検討していきたい。
	自立支援について	退所後は、いつでも相談できる信頼のある大人が必要。	
	途切れのない、隙間のない支援について	情報共有について、個人情報どこまで漏れていくのか心配な面はある。支援の輪が広がることはいいことだと思う。	情報共有の壁を解消する方策を検討していきたい。
	自立支援について	自立について、18歳で退所しなければならないことは分かっていたため、その意識はあったが、インケアの取組について十分に意識して取り組んでいたわけではない。（職場体験、遊びにいける感覚）	自立するための支援者ネットワークをつくり、要望に応えていける仕組みを検討していきたい。
	親子再統合について	何か問題があって入所しているので、簡単には家庭復帰できないと感じる。実際、自分も家庭復帰に向けた外泊を経験するなかで、帰宅したくないと感じた。	入所児童や里親委託児童について、様々なケースがあり、児童の意思を確認しながら親子関係の再構築の支援を行う必要がある。

里親・FH部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
9月3日 13:00~	里親間の交流について	地域（里親サロン支部単位）によって差がある。 伊賀地域では、児童相談所職員を含めた交流会が実施されているが、南勢志摩地域ではサロンそのものが停滞している。	里親相互支援事業（里親サロン）については、里親会に委託している。 令和5年度実績報告より各支部での活動のばらつきは見受けられるが、県として特段意見はしていない。
	子育て短期支援事業（S.S）への里親活用について	・中学校区に里親一人を置く方向で里親登録を進めている。里親に委託されれば、児童は住み慣れた地域で生活環境の変化を最小限に押さえることが可能である。 ・もっと積極的に里親を活用すべきである。	・里親の子育て短期支援事業への参画意向については登録時に確認している。 ・参画意向のあった里親の名簿については、提供希望のある市町へ送付している。（R6年度は、鈴鹿市、津市へ送付）
	支援機関との連携について	・措置元の児童相談所の管轄外の里親へ委託している児童の場合、情報共有が難しい。 ・フォスティング機関は全域の里親情報を知ることができるが、里親支援専門相談員には管轄内の里親の情報しか提供してもらえない。情報の取扱いに差がある中での支援は難しい。	現状の整理に基づき、情報共有を行っている。 情報の格差については認識しており、解決すべき課題である。
	自立支援について	5年前に委託された児童が自立を迎えつつある。児童が自立するときには退職後となる里親もあり、経済的な厳しさが懸念される。	・里親への経済的支援に対応した事業はない。 ・自立についての支援が求められる際には、子どもに対する就職支度金や進学支度金の制度がある。 ・自立生活援助事業（Ⅲ型）については、事業の主旨に沿った自立支援を里親が提供できるかがポイントである。
		里親が自立について支援することはまだまだ知識の習得が必要である。施設が行うリービングケアを里親宅においても実施できるようそのノウハウを施設から学ぶことが必要と感じる。	施設実習は登録前と登録以降一度も委託がなかった場合には更新研修で施設実習が必須となるが、その他、施設での実習を研修と位置づけているものはない。
	評価指標について	・里親委託率については、沿った目標値の設定が必要である。 ・実現可能の是非は別として、そこを目指して取り組むことが大切である。 ・委託後のトラブルは発生する、全く何も問題がないというわけにはいかないだろう。なかには措置解除（変更）となる事例もあると思う。	他都道府県の設置状況や本県の委託状況やその見込みなどから勘案しての目標値としている。
	子育て短期支援事業（S.S）への里親活用について	・津市では里親との懇談を開始している。利用前に施設か里親か実親に希望を聞いている。 ・保護者それぞれで考え方ががあるので非常に有効な質問である。 ・また、選択肢を提示することが支援の受けやすさにもつながるのではないかと。 ・里親登録前研修の中でも登録後の里親の活躍のバリエーションについてもっと積極的に伝えてもいい。	登録前研修や登録後の児童相談所との面談などで里親の活躍の多様性については説明している。

里親・FH部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
	支援機関との連携について	里親の生の声を聞き、里親の身近で支援を行うのは里親支援専門相談員であり、児童相談所は子どもの処遇を決めていくがその連携が不十分と感ずることがある。	途切れのない支援を提供できるよう児童相談所、里親支援専門相談員、フォスターリング機関での情報共有は促しているところである。
	自立支援について	里親委託の長所は、委託解除になっても戻ってくる場所（里親宅）は変わらずいつもの場所にあるということ。いつ帰ってきてても里親がそこにいるというのは自立する児童にとっても心のよりどころとなる。	子どもが失敗や挫折をかんじたときに安全で安心な居場所づくりが必要である。
	評価指標について	目標を置いたからには、その実現に向けて、達成するんだという思いのもと取り組むものではないか。	里親を含め支援機関等がそれぞれの課題に向き合って解決の方向で動かない限り、里親委託率は向上しない。それぞれで課題を認識することから始まる。
	支援機関の調整について	それぞれの連携がうまくいっていないことについて、シンプルになぜなんだろうと思う。	機関同士の連携になると、担当職員によって温度差が生じてしまう。担当者によって左右されるので、仕組みやシステムでカバーする必要がある。
	自立支援について	社会的養護の子どもたちの多くが何がしたいのか明確にならないまま自立（措置解除）を迎えるのではないか。だからこそなかなか仕事が続かず離職につながってしまうと思う。そんなときに話を聞いてくれる人がいること、逃げれる場所となるところがあることが一番の自立支援だと感ずる。	子どもが失敗や挫折をかんじたときに安全で安心な居場所づくりが必要である。併せて、その場所に安住するのではなく、再チャレンジできるよう支援していくことも大切である。

児相部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
9月3日 16:00~	関連機関との 情報共有	・伊賀地区は、児童相談所との情報共有はできているので特に困ったと感じることはない。	地域差を解消していかなければならない。
	里親の情報に ついて	・里親の情報は児童家庭支援センターとしてはあえて情報をもらうことはない。なぜなら直接関係する業務ではないため。	里親等への支援については、フォostリング機関の業務であり、相談業務が中心となる。
	市とフォスタ リングの情報 共有	・ショートステイの里親利用は名張市が実施しており、フォostリングは関わっていない。この点に関してはもう少し情報共有が欲しいと感じていると聞いている。	里親等の活用（里親等が活躍できる場の提供）について、市町と連携を強化し、情報の共有化を進めていきたい。
	市のショート ステイについ て	・ショートステイを定期的にしたい、でも要保護ではないという市もあるし、要保護の子どもだけでもう手一杯という市もある。ショートステイをどのレベルで実施するかも違う。	県・市町の予算には限りがあり、優先順位を付けざるを得ない場合もある。各市町の予算の状況や職員体制の状況など市町によって差があり、県内一律に同じレベルのサービスを提供していくことは難しい。
	児童家庭支援 センターと家 族再統合	・県全体の児童家庭支援センターとしては、家族再統合で入るよりも、未然防止の方が入りやすいと思う。 ・教室や個別でするのは間口広くできると思う。もしくは産前産後の部分で関わる方が入りやすい。 ・ニーズが高いのは再統合だとは思いますが、ただどこまで成果指標を取るのか、やるだけで良いではないと思う。	・成果指標については、県、児童相談所と陽気会（保護者支援プログラムの開発者）とでボトムラインを決めてどこまで進むのか、完全に終結できるまでではなく、会話が成り立つまではできた、ぐらいいいので決めた目標まで進められたかの確認を行う。 ・ボトムラインを決めるのがカウンセラー資格の資質になってくるだろうと思う。実際はもっと回数を重ねるものではあるが、今回の実証事業ではそこまでするべきではないと思う。
	保護者支援プ ログラムの実 施にあたり	・再統合を到達できた、という指標は必要かと思う。やりっぱなしでは意味がない。	保護者支援プログラムの効果検証は必要である。
	児童家庭支援 センターの役 割	・児童家庭支援センターとしては、未然防止、通告されるケースを減らすことが大事だと思う。	未然防止の部分の重要性は認識している。各々のステージで各々支援機関等が何をできるのかという議論が必要である。
	児童家庭支援 センターの保 護者支援プロ gramの実施	・以前、自前の親子再統合プログラムを作り実施しようとしたがなかなか申込みは来ない（2年では広がっていない）。 ・市や児童相談所に協力してもらって何件か実施したが、最後まで受けきれない人もいる。最後まで受けたとしても、習い事感覚。「受けてよかった」ともいわれるが、実際の育児の場でどこまで実践されているかわからない。 ・コストパフォーマンスが悪く、これを押していく意味があるのか疑問である。 ・それでも実施するとなるならば、言っていたように指導委託のメニューに入れていただくのが現実的かと思う。	現在、児童相談所分は措置費として、市町の要保護児童対策地域協議会の要請分は補助金として、支払う予定である。

児相部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
	情報共有について	・要保護児童対策地域協議会以外の潜在的なケースが多いと思う。 ・学校のチーム会議に行くと、家庭環境の問題などが原因のものも多いが要保護児童対策地域協議会には上がっていない。	・学校に洗い出しのアンケート調査に協力を依頼する予定である。 ・いじめのアンケートのように仕組化していくと学校の職員もやっていけるという意見をもらっている。 ・校長の考え次第であるが、基本的には子どもの命にかかわる関係は校長もやらざるを得ない。
	情報の共有について	・再発＝分離という話ではあるが、学校現場で出てくるのはそこまでいかない予備軍だと思う。 ・ただ要保護児童対策地域協議会に上がるのは難しい気もする。 ・また、事業として自立支援をしているわけではないが、協力できること、関われるところで実施している。	・予備軍として挙げていくことはできないか。 ・四日市市教育委員会から毎月問題行動報告が上がっている。このように事前情報の共有ができるとよいと思う。
	自立支援について	・事業として自立支援をしているわけではないが、協力できること、関われるところで実施している。	自立支援についても、各々の支援機関が関われる範囲を検討いただくとありがたい。
	施設の高機能化・多機能化について	・児童家庭支援センターや施設の高機能化といわれても人材がいない。人材が高機能化していけばおのずと多機能化していくと思う。人の能力が高まれば、機能も多くなる。単独で多機能化は無理。	人材の確保と人材の育成については、検討すべき重要課題である。
	自立援助ホームについて	・自立訓練が必要な子どもが増えており、自立援助ホームの需要は高い。本当は施設で自立援助ホームを持てるとよいが、経営的に不安定なので持つのは難しい。 ・施設入所している子どもはもちろんだが、地元の子どもでも自立前に訓練が必要な子どもが増えている。そういった子どもを支援するためにも欲しいと思う。	・自立援助ホームは定員に満たないことが多いため、ニーズが少ないものと思っていた。少し認識を改める。
	未然防止	・ショートステイについての思いも市町によって全然違う。 ・里親へのショートステイを全市町で標準的に整備しようという目標設定はわかりやすいと思う。	・承知している。 ・保護者によって里親等に依頼するかどうか考えが異なるので、目標設定の前に啓発活動が必要である。 (一般的に里親に対する理解が進んでいない。)
	保護者支援プログラムについて	・CPAは一時保護の親子再統合支援、それとも、未然防止のどちらをイメージしているのか。	・カウンセラー資格者には再統合支援、それ以下の資格者には未然防止の支援をイメージしている。 (資格の種類による) ・いずれの資格者を育てていきたいと考えている。
	未然防止のステージでの児童相談所の役割とは	・児童相談所は未然防止ではなく、要支援家庭に特化していくべきであると考え。ただ要支援家庭に近づいたら察知できるように能力を身に着ける必要がある。	未然防止では、児童相談所の役割として、啓発活動があると思う。 (法的には市町支援も児相の業務)

児相部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
	市町への要望	・ 既にある支援事業（ショートステイなど）をもっと実施してほしい。最低限ここまで取り組むボトムラインを設定することも必要ではないか。	県・市町の予算には限りがあり、優先順位を付けざるを得ない場合もある。各市町の予算の状況や職員体制の状況など市町によって差があり、県内一律に同じレベルのサービスを提供していくことは難しい。
	措置解除後の支援	・ 施設に入っていた子どもの過去のデータのアーカイブなど形のあるものを作るのもいいかもしれない。 ・ その過去のことを知りたいと思った人が、ここに来ればある程度知ることができるような部署を作るのはどうか。	「ライフストーリーワーク」では、単に「真実」を告知するという意味だけではなく、子どもに寄り添いながら進めていくことに意義がある。そのため、一定のルールのもと執り行う必要がある。その検討が必要である。
	児相の人員配置について	・ スーパーバイザーは実質0人である。 ・ 保健師は専任でないといけない。 ・ 今後の書類作成上、弁護士は必要である。 ・ 受診すればよいので、勤務医は必ずしも必要ではない。	国の基準数で整理する必要がある。
	退所後の支援について	・ 退所後の自立には、公的、法的、医療的な支援が必要である。（今は足りてないと感じる。）	児童福祉分野だけでなく様々な福祉サービス等既にあるサービスを活用することはできないか子どもに適したものをアレンジすることが大切であると考えている。
	退所後の支援について	・ 退所後、子どもが話に来たいと思うのは一緒に何かを体験してきた人。異動で人が変わる児童相談所に退所後に相談に来る子はなかなかいない。そこはやはり施設や里親の方が強いと思う。	児童相談所の職員として、子どもの顔が見える関係づくりが希薄化しているように思う。 最近では、SNSやオンライン会議などデジタル化が進んでいるので、隙間を埋めるツールとして活用を検討していきたい。

市町・地域連携部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
9月5日 10:00~	情報共有について	・施設に入る児童の情報は伊勢市の施設ならともかく、基本的に市町はわからない。 ・一時保護時の情報がなく、解除時に市が関わらないこともある。 ・施設の子が妊娠しても特に措置されている児童であると市に情報がない。 ・母子手帳があっても支援がつながりにくい、入り込みたいが意思疎通できない。 ・親子で面倒を見たくても、出産すると措置解除となる場合もあり、重層的（子どもでもあり母でもある）支援に切り替えが必要である。 （入り口はこども家庭センターとして、様々な機関が包括的に支援できればよい。） ・本人を入れず守秘義務のある福祉総合支援会議も行っている。	・措置前後の情報共有について、システム化等の対応が必要である。
	人材育成について	・統括支援員の育成が課題である。 ・市町でどの職種の職員が必要かも知りたい。 （伊勢市では保健師2名、教員2名、いじめ防止1名で配置しているが、社会福祉士がいない。） ・就学前は保健師、就学後は教員(家庭員)が中心に対応していけるとよいが、夜の対応についてどうするか課題である。	・児童相談支援班で毎年度実施している各市町の体制強化確認票の活用を検討する。
	児童相談所との連携について	・児童相談所の体制も知りたい。 ・児童相談所から動きが遅いと言われる。児童相談所と一緒に動くイメージがある。お互いの動きが見えず、児童相談所の動きを待つこともある。	・三重県児童養護施設協会と作成している連携名簿のようなものがあるとよい。
	教育との連携	・市教育委員会は学校全体に情報を共有しているが、全体への依頼のみにとどまる。 ・市から、校長会で話したり、要保護児童対策地域協議会のネットワーク会議で話したりはしている。 ・学校は校内で解決しようとする風潮にあるのか、高校に支援の情報共有が必要と感じる。 ・ヤングケアラー調査は、私立高校でも実施したが先生から反発もあった。県立高校は組織があるのでそこを通すようにと回答されたりもした。 ・各学校との連携が大事なので、課題を抱える児童の多い高校へ会いに行った。学校で気になる情報があれば、市を頼るように伝えていくと学校現場も困っているのか連絡をいただいたりするようになった。 ・リーフレット・冊子を作り、毎年学校へ配っている。 ・児童相談所が訪問するのと市が啓発するのでは受け入れ方が違う。市の啓発と児童相談所の介入と二段階あるとよい。	・要保護児童対策地域協議会の代表者会議を活用して、市町間でその活用状況の情報共有が必要である。
	支援の事業化について	・事業の利用は融通が利き、予算が足りなければ流用・補正で対応している。 ・施設整備の追加は厳しい。 ・ショートステイの利用は少ない。 ・保護者が急に利用したいときに、受入側の施設がいっぱいで調整しているうちに、もう結構ですということになることもある。 ・ファミリーサポートの方が利便性が高いようである。	・市町の事業に関する情報共有や里親の活用などの推進が必要である。

市町・地域連携部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
	里親の活用について	・里親の情報少なく、つながりにくいいため、活用できていない。 ・里親家庭につなぐことに対する実親の抵抗感がある。	・里親の情報共有の仕組みが必要である。
	自立支援について	・養護施設退所児童に20万円の補助金を支度金として支出している。 ・終結までの道のりや次の支援へのつなぎ方に苦慮している。 ・つながりサポートリスト(大人用)はあり、発達支援や精神疾患、就労支援などの支援部署が分かるようになっている。 ・子ども用も作成予定だが、就労・貧困・孤立防止のためのつなげる先を職員が知っているかが大きい。 ・親・子で精神の課題を抱えているケースも増えている。子どもだけでも早期に支援できれば変わってくるだろうと思う。	・支度金については、国・県でも支出している。 ・ご指摘について承知する。 ・つながりサポートリストについては、途切れなく隙間のない支援を行う上で重要な視点かもしれない。
	CLMの活用について	・人選が難しく、浸透しにくい。	・ご指摘について承知する。
	指標について	・こども家庭センターのは設置が明記されているので、達成されると思う。 ・サポートプランは作成したかだけではなく、類似のものがあるか、手交したかも各市町の状況が分かればよい。	・ご指摘について承知する。
	情報共有について	・多気町では、キーパーソン1名と保健師、社会福祉士、係長(行政)などが入り、庁舎内関係部署と連携している。 ・多気町外との情報共有に努めている。 ・措置対応の情報が知りたい。未然防止、早期対応が必要である。 ・母子保健と教育とも連携が必要である。	・情報の共有化や他機関との連携の必要性について認識する。
	人材育成について	・職種、経験が違い、誰にでも同じぐらい任せられるわけではない。 ・ほかの地域では、どれぐらいの経験の方に、正規・非正規で分担しているかも情報があればありがたい。	・ご指摘について承知する。
	支援の事業化について	・家庭支援事業は、国と県で1/3の補助。年度内に予算が足りなくなれば必要な分を補正している。 ・職員の配置が課題である。 ・利用ケースは多くないが、活用につながらないこともある。 ・ショートステイは施設を利用している。津・伊勢になることが多く、距離が課題である。	・施設がない市町が多いので、距離的な問題は承知している。 ・里親の活用についても、里親の情報不足や保護者の意識面が課題である。
	里親の活用について	・里親とのマッチングが課題である。	・里親に関する情報の不足もあるが、そもそも一般的に里親に対する理解がされていないのが問題である。
	施設との連携について	・施設入所児童の把握は比較的している。	・より一層、施設や里親との連携が必要である。
	学校との連携について	・連携するには校長の考え方が大きく左右する。 ・発達支援アドバイザーが巡回して顔をつないでいる。 ・校長が困ったら市へ連絡をいただけるようになってきた。	・より一層、学校との連携が必要であり、地道な活動が重要である。
	自立支援について	・自立支援を進めているときはよいが、自立の見届け方、支援を打ち切るタイミングが難しい。 ・グレーゾーンの就労支援なども苦慮している。 ・手帳などがあればわかりやすい。	・ご指摘について承知する。

市町・地域連携部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
9月5日 16:00~	CLMの活用について	・ CLMを活用しており、早期発見につながっている。 ・ 教員を研修に派遣しており、週二日ADとして巡回している。 ・ 学校現場から研修生を出すのは難しいだろう。 ・ 発達障がい課題は、保育・学校との連携も必要なので、教員枠が大事である。	・ CLMの研修については、現在、研修の在り方を含め見直しを行っている最中である。
	潜在的需要を把握するための学校の関与について	・ 命を守るためのアンケートであると現場に周知する。 (学校現場としてアンケートしやすい環境をつくる。) ・ 支援が必要な児童にアンテナを張ることを促し、教員の育成にもつながる。 ・ 現場の負担、時間割とも調整が必要である。(年1回～学期ごとに1回実施)	・ 学校現場の理解を得つつ、アンケートの実施が未然防止や早期発見に効果的であると考えている。
	児童相談所との連携について	・ 児童が一時保護されたとき、教員の初動が大切である。面会に行ったり丁寧に関わる事ができるかがポイントである。 ・ 一時保護中の学力保障についても児童相談所と連携が必要である。	・ 学力保障については、児童の将来的な自立に影響を及ぼすので、きめ細やかに対応する必要がある。
	市町との連携について	・ 市教育委員会主催の生徒指導担当連絡会を行う中で情報交換を行っている。 ・ 子ども支援課も学校の会議に入っている。	・ 市町と学校現場の連携については、今後の未然防止や早期発見で非常に重要である。
	学校の支援に関する指標について	・ 学校関係内で使う指標なら示せるだろうが、他機関も関わるとなると難しい。 ・ どれだけ子どもを見ているかを示す指標があればよい。他機関より学校にしてほしいこと、ニーズをいただいてうえで検討が必要である。	ご指摘について承知する。
	学校内の連携について	・ 一時保護中の児童への対応については、所属内(所属長)の理解も必要である。 ・ どう対応したか記録との振り返りが必要である。 (ノーマークだった児童が一時保護されなかったか、気づける余地があったのかなど)	ご指摘について承知する。
	自立支援について	・ 卒業後もつながりのある児童はいる。よりどころになる人材は即人的ですべての教員に役割を期待することはむずかしい。 ・ 子どもたちは柔軟なので、総合学習などで社会的養護のことを学べば自分たちで動いていくだろう。 ・ 当事者の声をもっと聴いて、子どもたちが次の世代を作っていく。	ご指摘について承知する。

オブザーバー委員の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
9月5日 13:00~	保護者の子育て力について	・保護者の子育てもネットに頼るところが大きくなっていないのではないか。 ・保護者自身が子育てに100%を求めている、自分で逃げ場をなくしているのではないか。 ・予防的支援ステージで、身近に寄り添い、助言してくれる人が必要である。	・ご指摘について承知する。
	個人情報の共有について	・市とは情報のやり取りをしっかりと行っている。 ・市では、1、2回の面談で入所を決める場合があるので、情報のやり取りに不具合があったこともある。	・市町との情報の共有化については、課題を解決しながら進めていきたい。
	子どもの権利擁護について	・権利擁護や意見表明には、安全・安心な環境を整備していく必要がある。	・安全・安心な環境づくりについては、社会的養育のキーワードになると思う。
	親子の再統合について	・母子生活支援施設の役割の一つである。 ・分離した親と子が一緒に暮らしたいと思うときに、チャレンジ的に再統合してみて、失敗しても保護者支援プログラムを受けてみるなど選択肢が増える。	・市町と緊密な連携を図りながら、母子生活支援施設の活用を図ってきたい。
	県の自立支援について	・困ったことがあっても自分で乗り越えていく力、生き抜く力を身に着けてほしい。 (助けてほしいと言える力、他者と強調していける力)	・ご指摘について承知する。
	妊産婦等生活援助事業について	・妊産婦等生活援助事業の実施個所数を計上してほしい。	・需要を調査し、費用対効果も考慮して予算化していく必要がある。
	人材の確保について	・三重県に住みたいと思えるように三重県の魅力づくりが必要であると思う。	・ご指摘について承知する。
	個人情報の共有について	・国児学園では児童相談所の情報が見れない。 ・国児学園と児童相談所と情報が相互に見れるようになることで、今後の子どもの処遇につながる。 ・社会的養育を行うに当たってどの情報が必要なのか医療機関を含めプラットフォーム化が理想である。 ・プラットフォームの中でどのような制限をかけていくのか一つ一つ解決していければよい。	・情報の共有化には、様々な課題があるので、法的な側面では法務・文書課と、システム面ではデジタル局と相談しながら、多面的にとらえ一つ一つ解決していきたい。
	自立支援について	・国児学園では、自立支援が不十分であると認識している。 ・中学卒業と同時に卒園になる子どもがほとんどである。国児学園からアウトリーチできていなくて、その後の子どもたちの状況が分からない。 ・困っていることがあれば、ネットワークにつなげ支援できる。	・退所後や委託解除後において、孤独にならないよう状況を確認する方法が必要である。 ・ネットワークづくりも幅広に行うことが必要である。
	障がい児の自立について	・障がい児で自立できるのはわずかである。いつでも手を差し伸べている状況が必要である。	・時代の流れから計画全体として障がい児を意識して策定する必要がある。
	障がい児の自立について	・障がい分野との連携について、手続面での連携ばかりでなく、サービス面での連携が重要である。 ・例えば、高校入学した児童がグループホームから通学するのに、お弁当がないから折角入学した高校を辞めてしまった。縦割りの対応で、自立できなくなってしまった。	・子どもに最適なサービスが提供できるよう適切な引継ぎや情報共有が求められる。

オブザーバー委員の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
	子どもの権利擁護について	・先生からどのように呼ばれたいかから聞いていく。 ・学校を含め日常がエリア内で完結する。日常から子どもの意見を聴くようにしている。 ・子どもの理容問題があった。(坊ちゃんがり) 集団生活中で坊ちゃんがりを免除できるのかどうか議論している。	・子どもの権利擁護について、議論を深めていく必要がある。
	家庭への再統合について	・大人側にとっては、うまくいかないが見えている。 ・失敗しても戻ってこれる場所、やり直せる場所、誰かに頼れる場所、優しい社会であってほしい。	・親子再統合は難しいと認識しているが、保護者支援プログラムの提供による効果を測定していきたい。
	県の自立支援について	・高校卒業が重要である。 ・学校からの連絡があって、学校とつながった。 ・高校生活でのコーディネート機能が必要である。(関係機関が幾重にもつながっていくと心強い。)	・ご指摘について承知する。
	妊産婦における支援について	・妊産婦のときから支援を受けることで、子どもに与える影響は大きいと思う。	・予防的支援だけでなく、全てのステージで妊産婦支援の効果で発揮されるよう取組を検討していく必要がある。
	個人情報の取扱いについて	・保護者や児童相談所の許可を得て個人情報を回している。 ・どこまでの情報であれば回していいのか不安である。	・ネットワーク内で個人情報を回すことが可能になるよう取り決めや条件整理を行いたい。 ・情報が活用されて初めて途切れなく隙間のない支援につながると思
	保護者の子育て力について	・昨今、保護者の子育ての能力が低下しているのではないか。 ・それゆえに発達にゆがみのある子どもが増えてしまっているのではないか。	・助産師会でも意見があったが、保護者の子育て力が低下しているように感じている。
	子どもの権利擁護について	・子どもの権利擁護については各々の捉え方が異なる。 ・子どもがやりたい放題できる権利ではない。大人側がどこまで制御できるか、集団生活の中で、子どもたちが入れ替わるので、難しい側面もある。 ・きちっとルールを守らせるべきなのか非常に悩むところである。 ・職員間で考える、相談できる時間をとっていきたい。	・子どもの権利擁護については難しい面が多いので、研修等による人材育成が急務である。
	子どもの意見表明について	・施設見学の際に、施設の厳しいルールを説明している。子どもは嫌がると思うが、その時にしっかりとその必要性を説明する役割が必要である。	
	親子再統合について	・親子再統合後、うまくいくケースもあるが、半分以上いかなかったケースである。 ・最近では措置停止をして、ダメだった時に戻りやすくしている。	・親子再統合は難しいと認識しているが、保護者支援プログラムの提供による効果を測定していきたい。
	退所後の情報について	・子どもの退所後の情報が入ってこない。 ・退所前の会議では、市町や原籍校など参加者が多いと退所後の情報が入りやすくなる。	・退所後の情報については、また戻ってくる可能性があるので、児童相談所や市町の役割が大きく、積極的に情報を取りに行く、情報が流れてくるような仕組みが必要である。

オブザーバー委員の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
	県の自立支援について	・子どもの自立には、高校卒業が大きく影響する。次の就職に結びやすくなる。 ・高校の先生から連絡があると安心する。	・ご指摘について承知する。
	人材の確保の問題について	・人材の確保について、非常に難しく、施設運営が困難になりつつある。 ・人がいないと計画を立てても何の意味もない。	・人材の確保については、給与の問題だけでなく、福利厚生も含め施設側も雇用環境の改善、働き方改革を図る必要がある。そのための支援を検討していきたい。

作業部会等の意見聴取結果 (後半部分)

- ・ 施設部会
- ・ 里親・FH 部会
- ・ 児相部会
- ・ 市町・地域連携部会
- ・ オブザーバー委員

施設部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
10月1日 19:00~	計画の指標について	計画の進捗管理にあたって必要なところが、国が示す67の指標で図ることができるのかは疑問がある。	独自の指標についての必要性は承知している。
	代替養育を必要とする子どもの見込みについて	以前に比べて措置ではなく、在宅で支援をするケースが増えているが、結果的に状況が悪化して措置に至るケースが多く、そのような潜在的な需要を見込んでいく必要がある。また、要保護児童や要支援児童の集計に時間を要していることに驚いた。	ご指摘について承知する。
	隙間のない支援について	要保護児童対策地域協議会に登録するかどうかを決める会議に出席しているが、登録しなかったケースについても、しっかり見守る仕組みが必要だと考える。また、複雑な家庭などは、子どもだけでなく、その家族にも支援が入っていることもあるが、それぞれの支援機関が繋がっていないところをもどかしく感じる。関係機関が一緒に支援について協議する機会を増やさないと、隙間のない支援ができない。また、それぞれが隙間を埋めるために具体的に考えていかなければならないと考える。	コーディネートの役割を果たすためには、こども家庭ソーシャルワーカーなど、子ども福祉にかかる専門性の高い人材を育てていく必要があると考える。
	文言について	P23（6）社会的養護自立支援の推進に向けた取組の1行目に記載のある、「自分の親と同じ過ちを繰り返さない」との表現について、過ちなのかどうか、親御さんの責任であるような表現が気になる。子どもからの視点でも、過ちと言われると辛いと感じる人もいると思う。	親は加害者と記載できないので、過ちと表現したが、ご指摘については承知する。
	素案全体を通して	いくつかのポイントに必ず支援者はいるが、支援がどこかで途切れることが社会的養育の大きな課題。支援団体は多岐に渡っているものの、行政はいろんな部局に分かれ、上手く繋がっていない。支援者間での情報の共有化やスムーズな引継ぎ、支援を途切れさせないためのコーディネート機能の整備について、具体的な記述が必要と考える。	・ご指摘については承知する。 ・極力長文は無くして主語・述語が分かるように心掛けた。 ・子どもの視点については、具体的にどういう風を書いていくといいか委員にも伺いたい。
	素案全体を通して	パーマネンシーは永続性という意味であるが、措置変更を繰り返し、苦しんでいる子どもがいる。そのような子どもを児童相談所はマネジメントできていない。昨年度までは、児童相談センターが児童相談所をコーディネートする機能を担っていたが、今年度から本庁に一元化されたため、本庁は手が回らなくて気付いていない。児童相談所の現場の実情が素案に反映されていないのではないか。	・都道府県によって67指標を選択できる計画ではないので、県の独自性を持つにも限界がある。 ・国からの指示もあり67指標を残すが、極力表にまとめて邪魔にならないように工夫している。

施設部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
	素案全体を通して	今の素案は、自分には関係ないと思う県民が多いのではないかと。子どもを育てることは大変なことであり、社会全体で助けることが大切であると、県民に分かってもらえる計画にしていく必要がある。また、子ども自身が計画を読んだ際に、希望が持てるようにしていく必要があると考えるが、子どもの視点が抜けているように感じる。	
	イメージデザインについて	白黒で印刷すると、関係機関等の連携の輪が途切れているように見えるため、縁をつけてはどうか。	対応する。
	コーディネートする仕組みづくりについて	県は市町にコーディネート機能を求めているが、市は県にその機能を求めている。児童相談所は家庭復帰した後は市町にお任せで、一方、市町はこれまでの状況が分からないから十分な支援ができない、といったことが今までの状況ではなかったか。県や市町が折り合いをつけて役割分担するべきなのに、そこに施設や子どもが巻き込まれている。今の素案からは、県と市町との溝について具体的に解消されていくイメージが持てない。	自治体によって温度差があると考えており、ご指摘については承知する。
	自立支援について	県内で閉鎖した施設があるが、帰る場所が無くなって困っているという声を聞く。三重県は退所者のネットワークが弱く、当事者もオープンにし辛い環境にある。声上げて相談できる居場所を関係機関とも連携して作っていくことを計画に盛り込んでいく必要がある。	安全安心な居場所づくりを検討していきたい。
	素案全体を通して	「〇〇することが期待される」であるとか、「〇〇の仕組みづくり検討します」であるとか、記載が抽象的であるため、今後どのように取り組んでいくのかが分かるよう、具体的な記載が必要と考える。	・抽象的な記載については、検討すべき課題において記載している。 ・具体的な取組については、委員にも伺う。
	自立支援について	社会的養護における子どもと一般家庭の子どもの違いは、帰る場所があるかどうか、相談できる人がいるかどうかが一番大きな違いであると考えている。再チャレンジに繋がる安心、安全な場所と相談先を確保してほしい。ただし、施設が退所者をずっとフォローしていくことは現実的でないと思う。	安全安心な居場所づくりを検討していきたい。

里親・FH部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
9月27日 10:00~	県の指標について	・里親委託率については国が定める指標に合わせて設定すべきである。 ・また、それを目指していく努力が必要である。	まず現行計画の目標値とし、その目標達成後に国の目標値に置き換わる二段階方式とする。
	里親支援センター	里親支援センターに里親会の事務局機能も持ち合わせることを検討してほしい。	・計画に盛り込む想定はない。 ・具現化するのであれば、里親会からの委託が妥当である。
	情報共有	管轄内の措置児童だけでなく県全体の措置及び一時保護児童の情報について共有が必要である。	情報の壁に関する課題は認識している。
	施設のあり方について	施設の多様化が進むことで里親委託も推進されると思う。	施設の多機能化も人の確保が必要であり、現状として限界がある。
	FHの定員について	課題を抱えた子が複数人委託されることで養育の難しさがある。現状は5～6人が定員であるが、FHも4人が妥当な人数だと思う。	・FHの管理者の要件には、里親として十分な養育経験があり、対応困難な児童がFHへ委託されることについては、FH開設時に説明している。 ・また、FHでは里親家庭に比べ補助者を雇用して養育を行っていただいている。里親家庭では最大4人の子どもを預けられるため、里親家庭とバランスを取りFHでは定員が最大6人となっている。 ・措置児童数によって事務費も加算されるため、その分補助者の雇用を考えられるなど創意工夫を期待したい。
	不調について	里親委託同様、その時々で事情がある。不調となった際にFHだけが悪いわけではない。どうしてうまくいかなかったのかの精査が必要である。	・里親支援専門相談員、フォスタリング機関、児童相談所のそれぞれが里親支援目的でのFHを訪問等支援を行っている。 ・その訪問等支援の頻度やタイミング、あるいは、役割分担などの実情については、把握できていない。
	FHの経営について	（委託がないと経営が回らないことについて） 個人事業はそういうものである。リスクを認識し覚悟を持って経営するものだと思う。	FH経営のために児童を委託することはないこと、かつ、児童の福祉のためのものであり営利目的として行う事業ではないことを事業開始のヒヤリング時に説明をしている。

里親・FH部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
	パーマネンシー保障	特別養子縁組に限らず普通養子縁組でもパーマネンシー保障ができる。子どもとの出会いは縁である。	基本的には特別養子縁組であるが、様々な形でパーマネンシー保障があると思う。 計画案を修正する。
		自分も将来FHをしてみたいと思っている。	里親委託については、様々な課題があり、進んでいないのが現状である。

児相部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
10月2日 10:00~	今回の計画の イメージデザ インについて	・イメージデザインの下の各ステージの関係機関の繋がり の図がわかりにくいという意見がある。 ・大きさの違いが判らない。 ・ケースによって丸の大小は変わっていくと思うし、こ のステージでは必ずしもここが中心というのは難しいの ではと思います。 ・会議に参加しているメンバーには伝わるが、他の人が 見るとわかりにくいのではないかと（ややこしいという声 が多い）。 ・見あった図にするのは難しいと思う。固定的に決めら れないということに困難さがあるのだと思う。	・各ステージや各ケースによって中心となる ハブ機関は変わってくると思う。そのハブ機 関を大きい円で示させて頂いている。 ・ケースによっては、この図と変わることも あると思うが、イメージとしての図であ る。 ・図を一つにしてしまうと、余計に特定機関 のみが中心になってしまう。 ・イメージ図が無い方が良いかどうか検討会 議で図ってはどうか。
	市町からの委 託事業につい て	・市町からの委託は少ない。というかあまりそういう考 えがないと思う。 ・セミナーや相談会については依頼される。ただ要保護 児童対策地域協議会の要請による指導委託などは思い浮 かばないと感じる。 ・関わる層を児童相談所や市町と分担しているからだと思 う。	・セミナーなどの依頼を受けて頂いているの はありがたい。 ・市町が児童家庭支援センターに依頼する補 助金はある。市の支出なしに委託できる制度 であるので、委託があっても良いと感じてい る。 ・補助金に関しては、松阪市から問い合わせ はあった。児童家庭支援センターから補助金 申請がないと状況はわからない。
	市町のこども 家庭センター と児家センと の違い。	・こども家庭センターと児童家庭支援センターとの関係 を整理とあるがどのように仕分けしていくのか。 ・児童家庭支援センターによってカラーが違うので、県 内で統一するというのも難しいと思う。	・児童相談所の現場から考えると、その役割 の違いは、こども家庭センターは住民を子育 てサービス等（行政サービス）にどうつなげ ていくか、児童家庭支援センターは住民と施 設をどうつなげていくか（ケースワーク）で あると考えている。
	児家センの業 務内容につい て	・児童家庭支援センターを子育て短期事業の委託先とし ていくと書かれているが、これは全センターが実施する というわけではないという認識でよい。	・そういう取組を考えている児童家庭支援セ ンターが実際あるため、内容に記載してい る。そういう認識でよい。
	自立支援につ いて	・施設の人とつながっているということが大事である。 ・施設の職員でも、友人でも、同僚でも誰でもいいので繋 がりがあるということが大事。 ・しかし、施設でも自立後のアフターケアを実施してい るが、普段の業務に追加して実施するのも限界が見えて きている。普段の業務に組み込まれていない中で、+α で会いに行ったりと対応している。業務として大切であ ることはわかっているが、マンパワーが足りていない。 ・コーディネート機能が重要で、しっかりつながりまし たという数を把握する方法の確立は必要である。 ・施設から自立して就職した子は連絡は取れている。	・ご指摘について承知する。

児相部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
	隙間のない支援の数値化について	・潜在的なニーズとは要保護児童対策地域協議会で新規に上がってきたケースだと思う（今まで把握してなかったケース）。今まで関わってきたケースについては再発率として出すことができるのではないかな。 ・市町が終結する際、問題は起こっていないが安定しているとはいいがたいケースを児童家庭支援センターにつないでもらうなどすると隙間なく取り組めた数として上げていけるのではないかなと思う。 ・実際につながっていかないとこぼれていってしまう。そうならないようにすることで具体的な数にしていけると思う。	・こういう数値はいま取っていない。 ・ご指摘について承知する。 ・良い取組であると思うので、市町と連携を深めたい。
	事前予防について（確認）	・「予防」をより重視するということは、市町にも色々な支援を考えてもらわないといけないという方向に修正が入ったと理解して良いかな。	・そういった修正が入ったと思ってもらってよい。
	家族再統合の指標の確認	・家族再統合は、語義を見直して、家庭復帰のみではないという理解で問題ないかな。再統合に向けた取組の可否を確認していくことになるという理解でよいかな。	・問題ない
	情報共有の方法について	・関係機関等の間の情報の共有化とは、いつかはICT機器等を活用した情報共有ということではないかな。	・ICT機器の活用を考えていきたいが、まずは場所づくりになる。今すぐではない。
	離職率などの計上について	・措置解除後の離職率100%が続いているということか教えてほしい。 ・就職や進学だけでなく他にもないかな。その2つ以外を否定することにならないかな。途中で病気となりやめた人などを否定することになるのではないかな。最初の3年、まだ施設などにつながっているとかではいけないのか。 ・目標100%となると、就職や進学から逸れた人が見たときに否定的に取られてしまう。 ・家で家事手伝いをしているのはダメなのかということにまってしまうそう。	・退所や措置解除後に就職や進学した人の3年後の状況把握である。 ・就職などに向けて動いているならば良いが、将来を考えることなくただ過ごしている状況は違うと思う。 ・退所後に独立していることが問題だと思う。（18歳以上は成人であり、自分で判断していかなければならない。）
	離職率について	・就職の離職率などは、社会的養護など関係ない人と比較しないと意味がないのではないかな。	・この数値の取り方や取扱いは検討する。
	児相の職員配置について	・児童福祉司は規準数を満たしているが、児童相談所所長や児童相談支援課が兼務扱いになっているためである。現場では足りていない。 ・研修を受けただけで機能しているとは限らない。（SVなど）。	・児童心理司は少ない状況である。 ・一応国の基準に沿っている数にはなるが、現場での人材不足は承知している。 ・職員のカウント数について、計画の実績ベースでは、所長などを減らして計上していけばよいのではないかな。 ・児童相談所では職員がペアで動くので、実質起動数のような数値も必要かもしれない。

市町・地域連携部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
10月1日 13:30~	県から市町への支援について	・こども家庭センター立ち上げの支援として、進んでいる市町のノウハウや有益情報を共有してほしい。 ・人材が不足しており、人材を紹介してほしい。	・ご指摘について承知する。 ・県においても人材が不足している。
	こども家庭ソーシャルワーカーについて	・公費で取得を検討する。	・児童養護施設などの職員への研修費補助については、個人の資格であるため、離職に対する課題があるため、検討を要する。
	家庭支援事業について	・ショートステイの活用は少ない。令和5年度 5件、令和6年度 0件 ・断られる。調整中に辞退される。 ・気軽に使ってほしい反面、受け皿が潤沢ではない。	・市町の事業に関する情報共有や里親の活用などの推進が必要である。
	里親の活用について	・里親がポピュラーになればよいが、普段から関りのある施設とは調整方法も変わる。	・里親の情報共有の仕組みが必要である。
	母子生活支援施設の活用について	・母子生活支援施設での段階的な再統合は、どれぐらい需要あるか調査が必要である。	・母子生活支援施設への措置なので、市町と緊密に連携していきたい。
	市町での支援について	・市町が支援の選択肢をコーディネートする力も必要である。そのための人材確保と育成が必要である。	・市町におけるコーディネート機能に期待している。
	こども家庭ソーシャルワーカーについて	・なり手がいない。本当に必要な資格か様子見である。	・資格の必要性を認識しているが、離職との関係で検討が必要である。
	地域資源の活用について	・空き家を職員寮に活用するなどの工夫で、若手の確保が必要である。	・人材確保策の一つの手段として検討する。
	人材配置について	・人事に要求し、異動調書を精査し、適材適所の配置を求める。	・児童相談所等には、恒常的に人材不足があり、人事交流も難しい状況である。
	教育との連携について	・教育と児童福祉の壁はまだある。人権作文からキャッチしてもらうこともあり、要保護児童対策地域協議会を活用して調整が必要である。	・教育と児童福祉の壁を取り除けるよう校長会と足並みを揃えて連携協力体制をつくりたい。
	教育現場での支援	・実施したいことがあっても人・金がないという問題にぶち当たるので予算取りは重要である。 ・アンケートの依頼はたくさんあり、アンケートで授業がつぶれることもある。 ・先生に一部反発はあるがかもしれないが、学校現場とのタイアップは必要である。 ・体罰調査やいじめアンケートなどの実施からも気づくことができる。大人が気づかないことをアンケートから救えるとよい。	・学校現場との連携が、今回の計画づくりの重要なポイントである。
	計画、目標設定について	・目標設定と見直しの時期は注意が必要である。3月に見直し、4月からスタートとなると、職員も入れ替わる。行政の動きにも対応できない。	・予算に反映することを考えれば、7月・8月には実績値の評価が必要である。

市町・地域連携部会の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
	教育現場間の連携について	・障がいなどで支援が必要な児童は、学校間で「パーソナルファイル・カルテ」で引継ぎを行っている。	・引継ぎのノウハウについて、参考となる。
	施設との連携について	・児童に気になることがあれば、保護者へ連絡、フォローを依頼することもある。 ・施設といかに顔が見え、連絡ができる関係にあるかが重要である。	・支援する側にとって、顔の見える関係づくりが信頼関係づくりにつながる。

オブザーバー委員の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
10月1日 10:00~	計画のモニタリングについて	・策定検討会議の中でモニタリングするのか、部会でするのか。	・現在、社会福祉審議会児童福祉分科会の里親・施設機能部会でモニタリングしている。 ・検討すべき課題については、調査研究機関に委託し専門チームによる調査・研究を行う方向で検討している。
	子どもの権利擁護について	・母子生活支援施設も配付してもらえるのか。	・配付していく予定である。
	ソリー図の目標設定について	・事業の目標値の設定に母子生活支援施設等も加えてほしい。	・あくまでも計算上のものであるため、計算上の施設以外でも事業は実施できる。
	妊産婦等生活援助事業の実施について	・三重県は南北に長いので、できれば2か所に設定してほしい。	・需要を調査し、費用対効果も考慮して予算化していく必要がある。
	医療機関との連携について	・発達障がい児の児童について、初診が大変である。 ・医療機関の誘致について検討しているのか。	・保育の現場や学校の現場のアドバイザーを養成している。 ・地域の小児科でも診れるように体制を整備していきたい。
	妊産婦への支援について	・妊娠期における母親のアタッチメントが重要であると思う。 ・国児学園を卒園する子どものほとんどが自宅に戻れない状況である。 ・三重県の子どもをどのように育てていくのか考えていけないといけない。	・ご指摘について承知する。
	自立支援の取組について	・国児学園では、自立支援が大切であると認識しているが、まだまだ支援がぶつ切れの状況である。 ・本人がどのように将来をつなげていくのか、バトンを渡していく、途切れなく隙間のない支援が重要である。	・ご指摘について承知する。
	学校との連携について	・学校との連携では、正直に言って、少し壁があるのではないかと感じている。 ・子どもによって学力差があり、その分チームティーチングで教職員の配置が問題である。	・子どもの学力については、自立に影響を及ぼす可能性が高いので、学校との連携が重要である。
	医療との連携について	・医療で受診して初めて薬の管理ができる。 ・退所後も医療機関に受診することとなるが、薬も多くて管理ができるのか不安である。	・卒園後に医療機関の目が行き届くことによって、子どもの卒園後の状況を知ることにもなる。 ・医療機関と連携する範囲を見定めて、検討する必要がある。
	人材の確保の問題について	・施設にとって人材確保と人材育成が問題である。 ・今年の応募者はゼロであった。	・施設職員等の住宅など福利厚生に関して県や市町が連携し支援できないか検討していきたい。
	途切れなく隙間のない支援について	・学校との連携については、非常に難しいと実感している。 ・人事異動により過去の経緯を引き継いでいない。 ・施設ができて15年が経つが、学校との関係がなかなか前に進んでいかないのが現状である。 ・理想はわかるが、実態として動いていくのか心配である。	・校長会と相談しながら、学校現場でどのようなことが可能なのかしっかりと見極めて協力を求めている。

オブザーバー委員の意見聴取状況

日付	意見の項目	意見の要旨	対応状況
	具体的な実行について	・計画づくりも重要であるが、今後具体的に実行していくところがさらに重要である。	・具体的に県がどのように取り組むのか、3つの視点で各々が支援しやすい環境づくりを進めていく必要がある。 ①情報の共有化 ②各機関等のコーディネート機能 ③円滑な引継ぎ
	施設の高機能化・多機能化について	・児童数は確実に減少していく中で、施設運営をどのようにしていくのか悩ましい。 ・職員の確保では、採用計画も立てづらく、育成にも問題が出てくる。	・ご指摘について承知する。
	子どもの権利擁護手紙について	・子どもの権利擁護手紙とはどのようなものか。	・施設内では言えないようなことを行政機関に言える機会を提供している。
	平均措置期間の設定について	・平均措置期間が長い方がよいのか、短い方がよいのか。	・県が親子関係の再構築を目指す事業を行うので、基本的には短くなる方がよい。 ・しかしながら、全ての子どもが親子関係の再構築に向かうわけではないので、自立に向かう場合には自然に措置期間は長期となってしまいます。 ・そのため、目標値としては現状維持としている。